

53-R 005

回線利用制度・料金をめぐる各界の 要望，意見と諸情勢に関する報告書

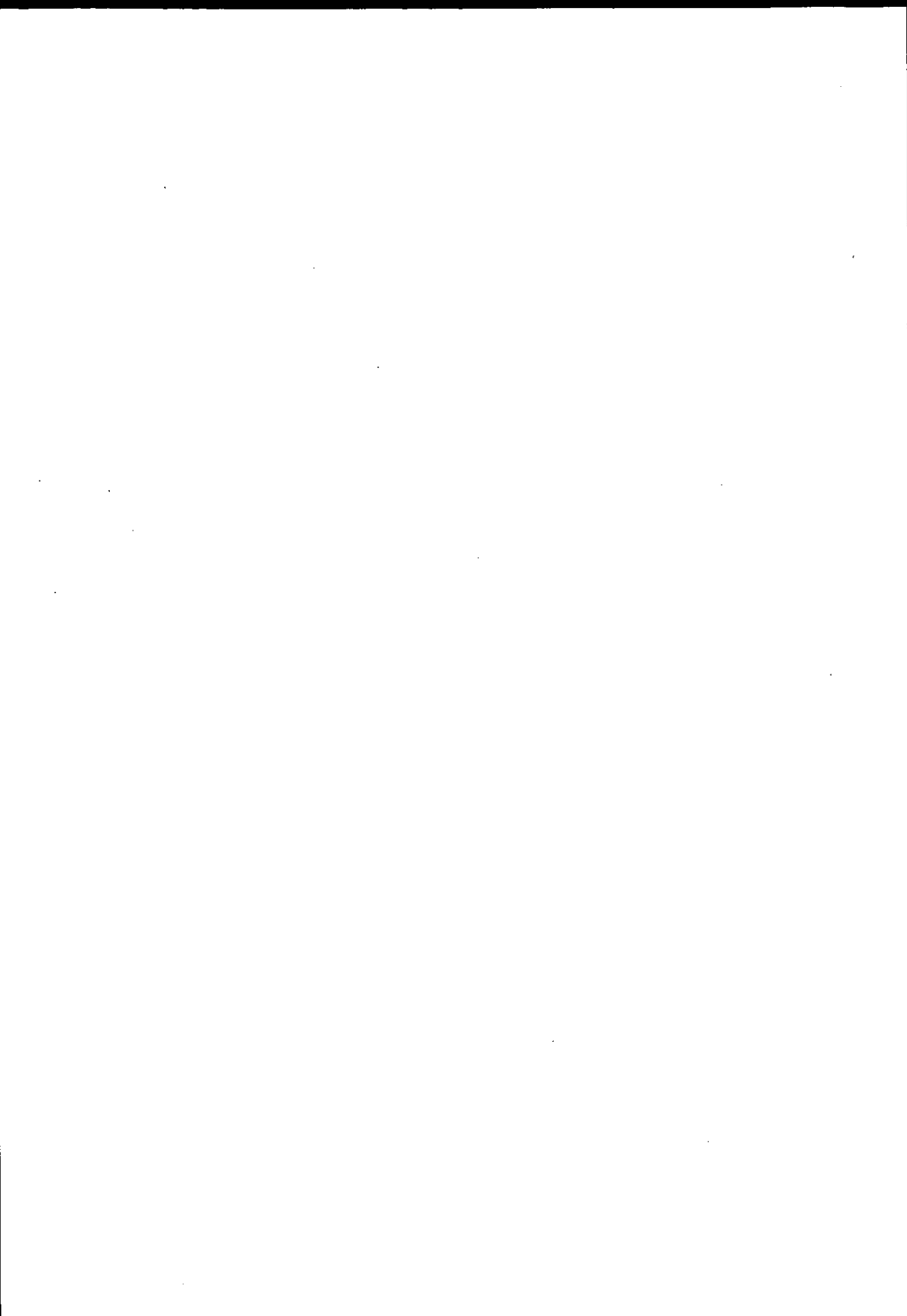
昭和 54 年 3 月



財団法人 日本情報処理開発協会



この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて、昭和53年度に実施した「情報化の推進に関する調査研究」の一環としてとりまとめたものであります。



序

当財団ではかねてより「オンライン推進委員会」を設置して、オンラインシステムに関する調査研究を行なっている。

昭和53年の後半に、各界から通信回線利用制度や料金をめぐる要望や提言が発表された。オンライン推進委員会はこれらの意見をひとつにまとめ問題を抽出しておくことが、現在および将来のオンライン事情研究のため必要であるとして資料の収集検討に努めた。

本書はその結果をとりまとめたものであり、年ごとに複雑さを増すオンライン問題の一局面を記録に残すものとして意義あるものと信じている。

今回本調査討議にご協力頂いたユーザ、委員会委員の方々ならびに資料掲載を許された各方面に厚くお礼申し上げたい。

昭和54年3月

財団法人 日本情報処理開発協会

会 長 上 野 幸 七

オンライン推進委員会

構成メンバー

(50音順, 敬称略)

委員名	会社名・役職
委員長 稲葉 秀三	(財)産業研究所 理事長
副委員長 大野 達男	野村コンピュータシステム(株) 社長
委員 赤司 正記	(株)市況情報センター 取締役
井上 正一	三洋電機(株) 管理本部情報システム部長
大内 巖	日本通運(株) 中央情報システムセンター 所長
小笠原 謙蔵	慶応大学 工学部管理工学科講師
川田 博雄	ヤマトシステム開発(株) 取締役
北村 亨	全日本空輸(株) 情報管理部長
勝田 正之	日本電子計算(株) 会長
武内 五郎	農林中央金庫 事務管理部長
野垣内 章	近鉄航空貨物(株) 取締役
柳井 朗人	(株)電通国際情報サービス 常取取締役
榊原 利明	モービル石油(株) 経営科学部長
三宅 信弘	通商産業省 機械情報産業局電子政策課
田中 京之介	当財団 技術調査部付参与

事務局 財団法人日本情報処理開発協会 技術調査部 調査課

オンライン推進委員会専門委員会

構成メンバー

(50音順, 敬称略)

委 員 名	会 社 名・役 職
委 員 石 橋 衛	三洋電機(株) 管理本部情報システム部次長
市 村 高 平	野村コンピュータシステム(株) 企画室課長
伊 藤 隆	(株) 高島屋 情報管理部システムプログラム課長
上 原 正 照	モービル石油(株) 経営科学部システム開発課コンサルタント
小笠原 謙 蔵	慶応大学 工学部管理工学科講師
小 嶋 国 雄	(株) 市況情報センター 管理部長
清 水 速 雅	日本通運(株) 中央情報システムセンター課長代理
竹 内 幹 夫	農林中央金庫 事務管理部次長
野垣内 章	近鉄航空貨物(株) 取締役
山 本 輝 夫	ヤマトシステム開発(株) 第一営業部システム課長
田 中 京之介	当財団 技術調査部付参与

総 目 次

I ま と め	7
1. 本報告書作成に至る経緯	10
2. 当委員会の提言	15
3. 回線利用制度・料金に関する各界の提言	17
4. 最近の回線関連事情	28
II 当オンライン推進委員会の「オンラインシステム振興に関する提言」	33
1. 提 言	35
2. 説 明 書	37
III 各界主眼意見交換	55
回線利用制度・料金をめぐる各界の要望・提言	55
1. 各団体、委員会の要望・提言の趣旨	61
イ 日本情報センター協会の要望	61
ロ 電気通信ユーザー協議会の提言	63
ハ EDPユーザー団体連合会の要望	67
ニ オンライン推進委員会の提言	69
ホ 一般ユーザー、情報処理業者、キャリア、行政の各々の立場	70
2. 情報処理と通信	72
イ 「データ通信」という言葉、遠隔情報処理と通信	72
ロ 統合された情報産業行政の必要	75
3. 現行回線利用制度見直しの必要	80
4. デジタル網の運営者	81
5. ヨーロッパの回線利用制度	88
6. 回線料金	91
7. 回線料金の新設変更の手続	93
8. 世論反映の場	95

9. 不公正競争問題	96
IV 資 料	101
各界の回線利用制度・料金に関する要望・提言など	101
1. データ通信会議報告書（データ通信発展のために）概要	103
2. （社）日本情報センター協会要望書	117
3. EDPユーザー団体連合会要望書	120
4. 電気通信ユーザー協議会提言	125
V 注 記	131
伝えられる「データ通信振興法案」について	131

I

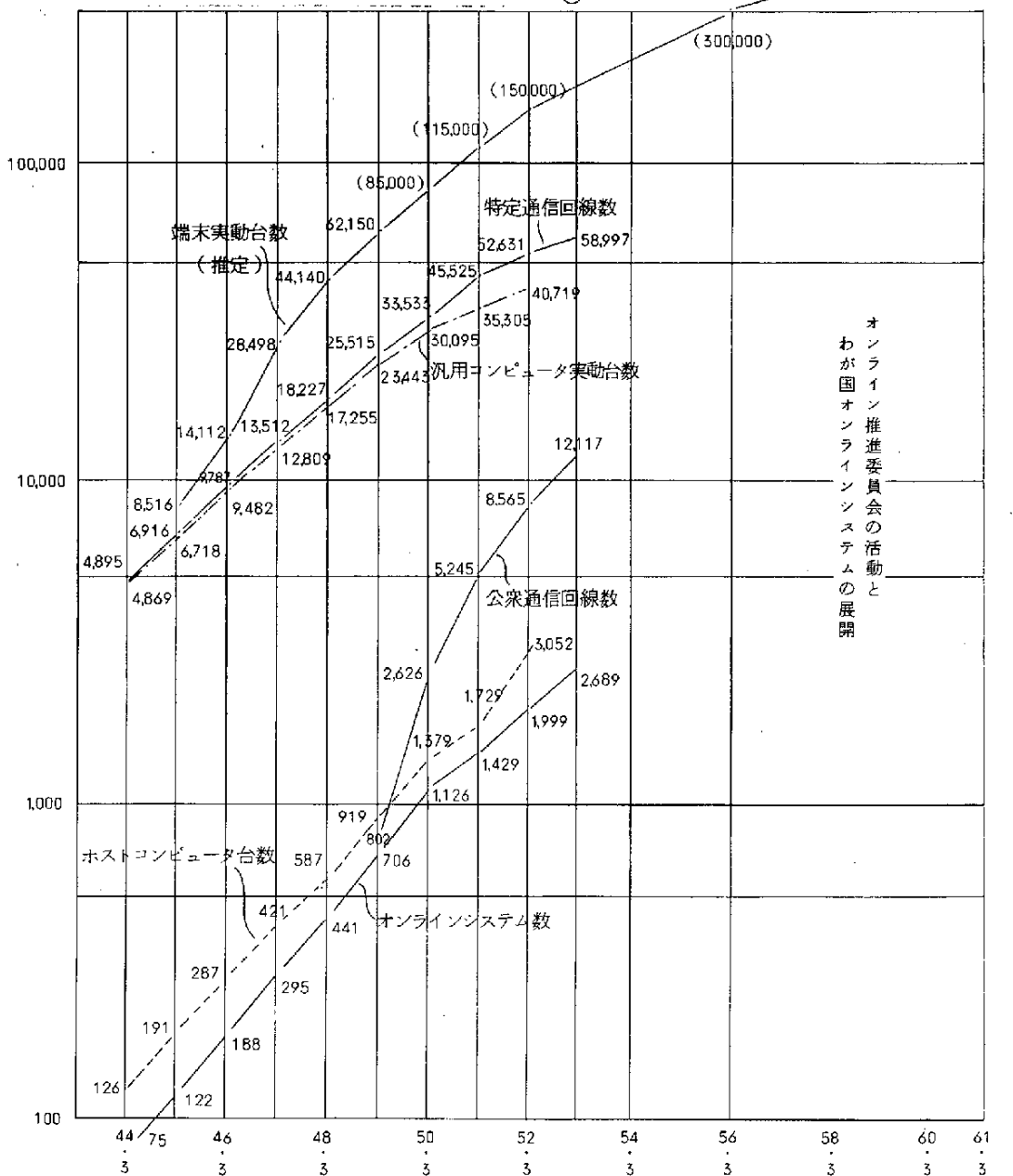
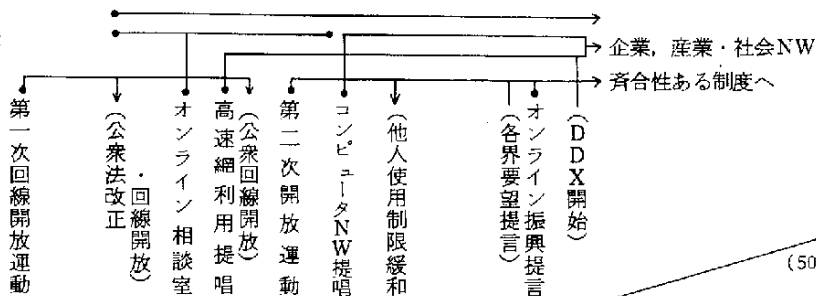
ま

と

め

オンライン化調査

実態・需要調査
制度論
政策推進活動



1. 本報告書作成に至る経緯

概観

昭和46年、公衆電気通信法の改正によるいわゆる回線開放の実現後、わが国オンラインシステムの展開と、当オンライン推進委員会の活動状況を模式的に示せば、前頁の図のとおりである。

昭和53年3月現在で国内自営オンラインは

(汎用コンピュータ推定実動台数	45,000)
オンラインシステム数	2,689
ホストコンピュータ推定実動台数	4,000
特定通信回線数	58,997
公衆通信回線数	12,117
端末機推定実動台数	175,000

なおこの他に電電公社の直営システムで

端末機実動台数	11,240
---------	--------

また、国際オンラインシステムとして

自営システム数	62
国際電信電話(K D D)システム数	2

となっている。

この間制度的には、昭和50年に主として遠近距離格差を修正した特定通信回線(専用線)料金の改訂があった。次いで昭和53年、大幅な料金体系の変更と料金値上げがあったが、この点は後述に譲る。

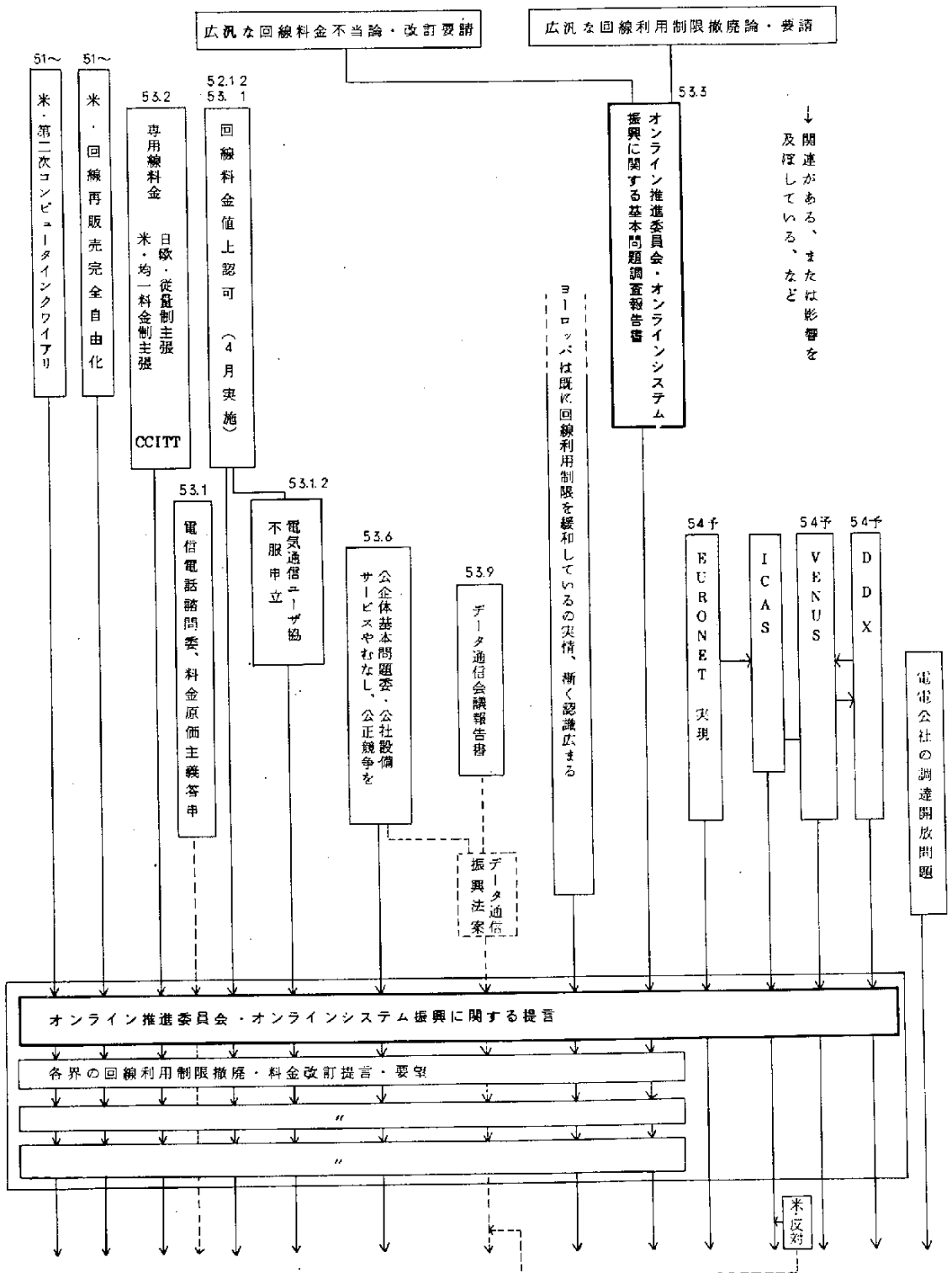
回線利用条件としては、46年の開放後、昭和51年に他人使用制限が若干緩和された。ただし、この51年の部分緩和は国内回線についてのみ適用されるもので、KDDは他人使用条件の緩和申請を国際回線について行っていないから、結果として国際回線に関し他人使用制限部分緩和は現在も行わ

れていない。

当委員会は、昭和44年以来回線開放を提唱して、昭和46年の法改正の実施を見、その後電電公社の協力の下にオンライン相談室を開き新制度の啓蒙普及に努めた。ひきつづきオンラインシステムの推進、向上を主目標としている。

なお昭和46年以来継続してわが国におけるオンライン化の実態調査、動向調査を行い、各方面にオンラインシステム基礎資料として提供している。

最近のオンライン関連動向と本報告書



本報告書作成をめぐる最近の諸動向

当委員会は昭和52年度に、オンラインシステム振興に関する基本問題の見直しを、広い範囲のユーザーの協力を得て行い、報告書を公けにした（左頁図参照、報告書は「52-R006・オンラインシステムに関する基本意見調査報告書」日本情報処理開発協会・昭和53年3月刊——以下「基本意見調査」という）。

上記報告書であらかじめ明らかにし予報したように、この52年度調査によるオンラインシステム振興に必要な問題点の全面的な洗い直しを受け、昭和53年度にはオンラインシステム振興のための具体的提言を行う計画であった。

その予報の実際化が次章今回の提言と説明書である。

したがって、今回の提言は、伝えられる「データ通信振興法案」を契機として作成したものではなく、従前からの継続的な振興問題の見直しと長期の検討の結果結実したものである。

しかし、昭和53年度には、オンライン問題に関係するさまざまな事象が相次いで生起した。これらの出来事の多くが直接間接に今回の委員会提言に影響を与えていることは事実である。

左頁の図はオンライン関連の重要な動きを示している。その詳細は本章第4節に譲り、さらにデータ通信振興法案については本報告書V章で注釈を加えている。

いずれにせよ、当委員会提言は既定計画を踏まえて起草されたが、わが国には回線利用制限と料金水準に対する強い不満の底流があった。そこへ昨年限料金値上げが強行され、不服申立を呼んだ。別にデータ通信振興法案が公表されぬまま大きな話題と関心のまとなっている。一方、同法案とKDD・ICAS・(International Computer Access Service——国際データベース・サービス受入れサービス)、の認可予定、VENUS(Valuable & Efficient Network Utility Service、——ディジタル国際加入

データサービス)の認可予定、公社DDX(Digital Data Exchange, デジタル交換網システム)の認可予定が全部からみあい、さらにはICASSに触発された米国情報処理業者の日本側回線使用制限・料金水準等への攻撃牽制など、53年から54年にかけて問題が錯綜を極めている。

この間、主としてデータ通信振興法案を契機に、各界の回線制度、料金体系水準の改訂を要請する提言、要望が53年末相次いだ。

それらの提言、要望はいずれも貴重、重要なものであるので、本報告書にすべて収録し記録することとし、なお、各界主脳者の意見交換記録も収めることとした。

2. 当委員会の提言

昭和52年度の報告「基本意見調査」はオンラインシステム運用の主要企業174社から現行オンライン制度，問題点に対する詳細な意見，要望を頂いて整理した。

最も問題ありとされたのは次の3点である。

オンラインシステム振興に関し

端末機に問題あり

価格，互換性

回線料金水準に問題あり

値上げ理由なし，設備費過高

回線提供条件に問題あり

利用制限不用または無意味，個別認可理由不明

細目項目と項目別代表的問題，意見は次のとおりであった。

①ハードウェア

内部メモリ容量不足，電源空調等設備条件高価，互換性

②ソフトウェア

OSメモリ量過大，ファームウェア化促進，オンライン・バッチ同一仕様言語

③通信関係

ローカル回線品質，切り分け問題，夜間土日祝日保守，保守応接態度，料金水準

④回線提供条件

共同使用業種関係拡大，他人使用条件再緩和，メッセージ通信排除理由なし

⑤情報化基盤

標準化・互換性切望，要員人事困難，公的統一データベース

⑥コンピュータメーカー

マニュアル難解，ハード先行・ソフト不備，互換性

⑦情報処理サービス業

公社兼営反対，国際サービス拡大

⑧ソフトウェア業

料金体系不明確，情報不足

⑨情報処理関連施策

ユーザーにも助成策，端末機流通に JECC 的機関

⑩その他

共同オンライン化の必要，民間 V A N 認めよ。

今回のオンラインシステム振興に関する提言は，上の意見要望を受けて，次の 11 項目に及ぶ具体的対策をとりあげている。その内容については第 II 章を参照されたい。

オンラインシステム振興に関する提言項目

①基本提言

②基盤整備

③端末機設備推進対策

④ソフトウェア対策

⑤現行通信回線利用制度の転換

⑥ディジタル網利用の根本理念

⑦回線料金

⑧サービス体制

⑨準公衆通信事業者制導入の検討

⑩苦情処理機構

ハードウェア・メーカーへの要望

3. 回線利用制度、料金に関する各界の提言

第1節で紹介したように、12頁の図のような各種の底流の上に立って、また直接にはデータ通信振興法案の動きを契機に、昭和53年末、各界から回線制度、料金に対する提言・要望が相次いだ。

それらの意見等を対照すれば次表のとおりである。

通信回線をめぐる各界の提言，

－印は単に直接的言及がない場合であることを指し，
包括的な示唆等はなされている場合を含む

項	目	オンライン推進委員会	データ通信会議
(代 表 者)	(稲 葉 秀 三)	(斉 藤 忠 夫)	
(設 置 者)	((財) 日本情報処理開 発協会)	(郵政省電気通信監理 官室)	
提 言 ， 要 望 時	5 3 1 2 (発表は 5 4 1)	5 3 9	
1 オンラインシステ ムの概念	コンピュータ出現前 の「電気通信」概念の うち外 情報処理設備，ソフト ウェア，通信設備と， それらの機能が統合さ れた，システム	距離的に離れたコンピ ューター本体，回線， 入出力装置などの伝送 媒体を使用したデータ の送信，伝送，受信及 びその過程で行われる 処理を一体としてとら えた概念 通信と処理の融合した もの	
2 オンラインシステ ム振興のための基 盤整備		(技術面及び社会的影 響の側面)	

要望などの主要項目別比較表

(社) 日本情報
センター協会

電気通信ユーザー協議会

EDPユーザー
団体連合会

備考

(桑 江 和 夫) (志場喜 徳 郎) (下 佐 喬)

5 3 1 1

5 3 1 2

5 3 1 2

電信電話と全く異質次
元

「電信電話と同様の通
信」という概念から切
り離し、処理と通信と
は一体という考え方…

強力な振興政策を

項	目	オンライン推進委員会	データ通信会議
---	---	------------	---------

技術開発 —

ネットワーク技術，データベース技術，日本語処理技術の開発を

標準化 促進体制強化提言

促進体制整備提言

要員育成 —

データ通信技術士資格制提言

データ保護，システム監査等 —

制度体制検討提言

3 法制 有線電気通信法を中心とする通信法全体の整備が必要

公衆電気通信法とは別法制の下で体制の整備を

4 電気通信行政 —

—

5 端末機設備推進 開発，製造，流通に積極施策を

—

(社)日本情報
センター協会

電気通信ユーザー協議会

ＥＤＰユーザー
団体連合会

備考

—

—

民間データ通信業者の
発展を支持し得るよう
慎重な配慮を

—

—

(同 上)

—

—

(同 上)

—

—

(同 上)

—

—

—

—

電気通信監理官制を局
か独立官庁に

データ通信に関する行
政(郵政, 通商産業両
省)の一元化措置を

—

—

—

項	目	オンライン推進委員会	データ通信会議
6	ソフトウェア対策	オンライン関連ソフトウェア開発，流通にさらに積極施策を	一
7	回線利用制度 (現行)	基本：メッセージ通信を主とするものを除き制限全廃 早急必要措置：制限廃止緩和の具体案を提言	見直し必要 システム全体を把握し専ら電信電話的利用を目的とするもの以外可能な限り自由に
8	デジタル網(制度)	交換網の本質に則り，新ネットワークの使命のため利用制限全廃を アクセスの方法，条件料金等に十分な配慮を	既存サービスと調整が必要 独占事業者だけでニーズを充足できるか

(社)日本情報
センター協会

電気通信ユーザー協議会

EDPユーザー
団体連合会

備考

民間情報通信事業発展
は、回線利用制度の欠
陥により大きな障害に
直面

高度なデータ通信が行
えるよう改善を強く要
望

共同使用、他人使用制
約の全面排除

メッセージ・スイッチ
ングについても…欧米
の水準にまで自由化の
必要

(第一項、オンライン
概念参照

自由にした場合、外資
蚕食の懸念には新制度
以外の防禦手段を……
ユーザーの選択に不自
由を与えるとか制限条
項により発展阻害なき
よう

項	目	オンライン推進委員会	データ通信会議
---	---	------------	---------

9 (現 行) 料 金

体 系 ・ 水 準	電話料体系からの脱却 原価主義 各国平均水準同等または同等以下に	電信電話料金とは別 個にコスト主義に基づ き、技術革新成果をと り入れた料金を 国の援助の必要
-----------	--	---

割 引 制	夜間、休祝日料金、バ ルク料金制提言	—
-------	-----------------------	---

新設、改廃手続	利用者の意見事前聴取 手続の明定化	—
---------	----------------------	---

10 デジタル網料金

体 系 ・ 水 準	当然に独立新体系を 原価主義 各国平均水準と同等ま たは同等以下に	デジタル伝送のため に電信電話料金とは別 個にコスト主義に基づ き、技術革新成果をと り入れた料金を 国の援助の必要
-----------	--	---

割 引 制	現行の場合に同じ	—
-------	----------	---

(社)日本情報
センター協会

電気通信ユーザー協議会

E D P ユーザー
団体連合会

備考

回線原価は低くなりつ 技術革新の成果を正当 遠距離格差の圧縮
つある…回線料金の引 に反映する低廉料金を
下を

— — —

— — —

— — —

— — 諸外国に比しても廉価
な料金を

— — —

項	目	オンライン推進委員会	データ通信会議
	新設, 改廃手続	現行の場合に同じ	—
11	サービス体制	夜間土日祝日保守態勢を	—
		回線利用申請手続の簡素化, 迅速化を	—
12	準公衆通信事業者	民間 V A N 業者許容検討を	〔(デジタル網) 独占事業者だけでニーズを充足できるか〕
13	世論反映機構など	苦情処理機構提言	—
14	キャリアと民間セクターの競合問題	—	公正競争条件の確保が必要
15	ハードウェア・メーカーへの要望	ソフト充実, 互換性拡大, マニュアル平易化を	—
16	振興機関		技術の開発普及, 情報通信業の基盤整備のため第三セクターを提言

(社)日本情報 センター協会	電気通信ユーザー協議会	EDPユーザー 団体連合会	備考
—	—	—	
—	—	—	
—	—	—	
—	—	—	
—	データ通信につき識見 を有する委員により構 成される新審議会要望	ユーザーの意見を反映 させる機関を要望	
競争の調整を	公正競争基盤の設定を	公社と民間情報処理業 者との適正な業務分野 の調整措置を	
—	—	—	

4. 最近の回線関連事情

最近の回線関連諸事情を、相互の関連の中で概観するには、12頁の図を参照されたい。

まず、広汎な回線料金不当論・改訂要請と広汎な回線利用制限撤廃論・要請の大きなふたつの底流がある。

なお一種の底流として、昭和51年以来のアメリカの第二次コンピュータインクワイアリにおける通信処理と情報処理概念論争およびその民主的な公開論議手続自体と、同じく51年にアメリカで回線の再販売が完全に自由となった事実が、わが国の民間におけるオンライン論議にも大きな影響を与えている。

昭和53年初、CCITT(国際電信電話諮問委員会)の場で、専用線料金に対する日欧キャリアサイドの従量制思想主張に対し、米サイドは均一料金制維持を主張している事実も、間接的にわが国の料金問題論争に影響を与えている。

(KDDの音声級国際専用線につき利用者の自営設備による高速利用に対する値上案——効用主義、日欧キャリア主張につながる——と利用者の反対——設備はひとつ、原価主義均一料金主張、米主張につながる)

一方、電電公社の諮問機関、電信電話諮問委員会は、電信電話料金に関してではあるが、昭和53年1月料金設定原則は原価主義によるべき旨を答申した。

国内においては、53年初、特定回線(専用線)につき、符号品目と帯域品目の分離という体系改訂が行われた。また、利用者の反対の声にかかわらず、昭和52年から53年初にかけKDD、電電公社の特定回線(専用線)料金改訂申請が認可され、大幅な料金値上が強行され53年4月から実施された。平均値上率は約32%といわれる。

これに対し、52年末結成された電気通信ユーザー協議会は、53年1月と2月に郵政大臣を相手とし、行政不服審査法に基づき、KDD、公社に対

する料金改訂認可を不当とする不服申し立てを行った（54年3月現在係属中）。

電電公社の行っているデータ通信設備サービス（オンライン情報処理サービス）は、民間の情報処理サービスと競合するとして常に問題となっている。政府部内に設置された公共企業体等基本問題会議は、その電信電話事業の経営形態に関する報告（昭和53年6月）の中でこの問題にも触れ、次のように述べている。

「データ通信設備サービスは、電電公社自ら電子計算機を設置し、通信回線を使用して、情報の処理と伝達を一体として行うサービスであるが」、技術および資金力の活用、データの秘密保持、電話等の独占を実質的に確保するため、などの観点から検討がなされ、「以上のような観点に関する限り、電電公社にデータ通信設備サービスを行なわせる積極的理由に乏しい」とされた。

しかし、家庭情報サービスの可能性や、データ通信事業の技術のレベルアップ、回線の有効利用などの「諸事情を総合的に考慮すれば、電電公社がデータ通信設備サービスを行なうことは適当」であるとされた。

しかしこの場合「民間企業との公正な競争関係を実現することが不可欠」であるともされた。

通信回線利用制度の制限撤廃を求める声に対し、従来、アメリカはその国情から回線利用は自由であるが、ヨーロッパはおおむね郵電省（PTT）が直接、回線使用を管理し、コンピュータと接続する場合の制限も日本同様または日本以上に厳しい面があるとの説がなされてきた。

しかし、日本情報処理開発協会が昭和53年秋派遣した調査団の報告によれば、ヨーロッパにおいても、既に、データ通信関連制限は実質上緩和されている事実が明らかとなった（当協会「欧州諸国の回線利用制度とデータベ

ースの現状」54年1月参照)。

このような環境下で、53年9月、郵政省電気通信監理官室が設置したデータ通信会議の調査研究「データ通信発展のために」が報告された(本書第IV章資料1参照)。

この会議の報告を下敷として、「データ通信振興法案」が準備されていると伝えられる(本書第V章参照)。

その内容は公表されていないが、

- ①一定の要件を充たすオンラインシステムを「指定システム」として、
おおむね回線使用制限を除く。
- ②非指定システムについては、おおむね現行回線使用制限に近い制限
を適用する。
- ③ネットワーク技術の開発
- ④データ通信振興のため必要な財税制措置

を骨子とするといわれる。また、データ通信技術士制度やデータ通信振興機関の設立構想なども伝えられた。

本法案は昭和54年3月現在、国会への提出時期はまだ不明である。

アメリカにおいては、いわゆる付加価値通信業者VAN(Value Added Network)が200を超すデータベースを接続してデータベース・ネットワークを形成し、そのサービスの地域をヨーロッパに広げている。

ヨーロッパの対応：ヨーロッパはアメリカ・データベース・ネットワークの進出に障壁を設けないが、一種の広域ナショナリズムの立場からヨーロッパ独自のデータベース・ネットワークを形成してアメリカ勢に対抗しようとした。その現われがEURONETであり、昭和54年に始動すると伝えられる。当初50のデータベースを接続し、56年までに100以上に接続データベースを増やすと計画されている。

日本の対応： 日本科学技術情報センターを中心とするNIST(National Information System for Science & Technology)計画と国立大学をDDXで結ぶ情報ネットワークの計画のみはあるが、EURONETに匹敵する全国的・網羅的なデータベース網の計画も政策もまだ存在しない。

KDDは、アメリカのVAN業者、TELENETおよびTYMNETと接続して、わが国にアメリカのデータベースサービスを導入する計画を樹てた。これがICASである。しかし、昭和54年に至り、アメリカ国内の情報処理業者(CDC)が、現行の日本回線制度と料金水準は共に不合理であることを理由に、アメリカ国内でのICAS、VENUSの手続進行を阻止する動きに出ている。したがって、昭和54年3月現在ICAS、VENUSがいつ現実・に商用化されるかは不明である。

国内の新デジタル・データ網(DDX)も昭和54年にサービスインする予定と伝えられていたが、昭和54年3月現在、現実・に何月から商用化されるかは不明である。

いずれにしても、回線利用の制度についても料金についても、すべての問題が国際的に波及をみる時代となった。

データ通信振興法案も昭和54年中に国会に提出されるかどうか判然としない。国会の審議は審議として、その内容が早期にユーザーの前に示され、十分な論議の対象とするべきだとする声も多い。

the first of these is the fact that the
the second is the fact that the
the third is the fact that the
the fourth is the fact that the
the fifth is the fact that the

the sixth is the fact that the
the seventh is the fact that the
the eighth is the fact that the
the ninth is the fact that the
the tenth is the fact that the

Ⅱ

オンライン推進委員会の提言

昭和53年12月

オンラインシステム振興に関する提言

記

1. 基本提言

- (イ) 『情報処理設備、ソフトウェア、通信設備と、それらの機能が統合されたシステム』として、オンラインシステムを把握すること
- (ロ) 上記理解に伴う関連諸法制等の整備

2. 基盤整備

- (イ) 諸標準化、諸互換性等促進体制の強化
- (ロ) オンライン化促進財税制の強化

3. 端末機設備推進対策

- (イ) 標準化、互換性向上と、中堅・中小企業へのオンライン化浸透をはかるための端末機の開発、製造、流通に関し積極的な施策が必要
- (ロ) メーカーの努力と共にユーザーの協力が必要

4. ソフトウェア対策

オンライン関連ソフトウェアの開発、流通等につき、さらに積極的な施策が必要

5. 現行通信回線利用制度の転換

- (イ) 基本的要請として、第1項の基本提言に基づき、統合された概念としてのオンラインシステムについては、メッセージ通信を「主」たる目的とする場合を除き、一切の回線利用制限撤廃が妥当な要望であり、オンライン進展のため必須な転換であることを強く提言
- (ロ) 早急に必要な当面の措置
 - (a) 共同使用における業務関係範囲拡大、メッセージ通信制限解除
 - (b) 他入使用における端末の一電子計算機限り接続制限解除、メッセージ通信制限解除

(c) 相互接続につき、個別認可制から基準認可制への変更

6. デジタル網利用の根本理念

(i) DDX, VENUSは、交換網であるその本質に則り、また新ネットワークとしての使命のため、妥当な技術基準以外、一切の利用制限のないことを要望

(ii) デジタル網へのアクセスについては、方法、条件、料金等につき利用者の便宜のため十分な配慮を要請

7. 回線料金

(i) 現行特定回線料金体系の、電話料金体系リンク思想からの脱却 — 遠距離料金軽減、料金水準の各国平均水準に比べて同等または同等以下への低廉化

(ii) デジタル網についての新構想による料金体系と、料金水準の各国平均水準に比べて同等または同等以下への低廉化

(iii) 夜間休祝日割引料金制、バルク料金制等の広汎な導入

(iv) 料金新設改訂手続の明定化 — 実際の利用者の意見事前聴取、取り入れ

8. サービス体制

(i) 夜間、土日祝日保守態勢の整備

(ii) 回線利用申請手続の簡素化、迅速化

9. 準公衆通信事業者制導入の検討

民間VAN業者許容検討の必要

10. 苦情処理機構

回線提供不認可または付条件や、設備サービスと民間センターの競合問題等の案件の処理を目的とする苦情処理機構の設置

11. ハードウェア・メーカーへの要望

(i) ハードウェア先行、ソフトウェア不備傾向の是正

(ii) 互換性の拡大 (iii) マニュアルの平易化

オンラインシステム振興に関する提言

説 明 書

オンラインシステム振興に関する提言説明書

目 次

1. 基 本 提 言
2. 基 盤 整 備
3. 端末機設備推進対策
4. ソフトウェア対策
5. 現行通信回線利用制度の転換
6. デジタル網利用の根本理念
7. 回 線 料 金
8. サービス体制
9. 準公衆通信事業者制導入の検討
10. 苦情処理機構
11. ハードウェア・メーカーへの要望

わが国将来のオンラインシステムを考える場合、情報処理技術はどの方向に進展するのか、産業・社会のネットワークに対するニーズの動向はどのように変遷するのか、現行通信回線網はなおどのように位置づけられるのか、新しいデジタル網の果たす役割はどの範囲であるのか、それらの条件の上に構築されるべき国内、国際情報システムないし情報ネットワークの全体像理想像はどのようなものであり、どのようなものであるべきかについて総合的な論議が必要な段階に立ち至っていると思われます。オンラインシステム推進のための施策等も本来そのような将来像を踏まえた上で考慮せられるべきであることはいうまでもありません。

当委員会はこのような情報ネットワーク展望のための基礎的な検討を継続して行なっています。

しかし一方において、昨年度の当委員会報告「オンラインシステム推進のための基本意見調査」（以下「基本意見調査」という）や、その後の各方面の見解で明らかなように、ともかく目前の回線利用制度と回線料金を早急に見直す必要があるという声は、既に広汎な世論となっています。また、オンラインシステム推進のために、回線関係だけでなく端末機のありかたやソフトウェア開発についても諸種の要望がありました。

そこで当委員会は、これらユーザーの声をともかくありのままに関係方面に伝え要請することが必要であると考え、別記諸項目に関し、とりあえずの提言を行なうものであります。

オンラインシステムをめぐる現行諸環境を見直す必要があるというとき、そこにはもちろん全く新しい構想への期待も含まれます。しかし現行諸環境が一夜にして雲散するものでもなく将来にわたって全く無用のものとなることはあり得ないと思われます。現行環境自体も依然として見直されるべきであり、未知の構想もすべてが公開され、潤達な論議の下に、慎重に、オンラインシステムの良き将来像がはぐくまれるべきであるとするのが今回の提言に際する当委員会の基本的態度であります。

1. 基本提言

- (イ) 『情報処理設備，ソフトウェア，通信設備と，それらの機能が統合されたシステム』としての，オンラインシステムの理解
- (ロ) 上記理解に伴う関連諸法制等の整備

わが国におけるオンラインシステム論の中心は，過去も現在も，通信回線利用制度をめぐる議論でした。その論議の焦点は，オンラインシステムの理解のしかたにあります。

当委員会は，「情報処理設備，ソフトウェア，通信設備と，それらの機能が統合された，システム」としてオンラインシステムを把握することを基本的な提言とします。これはまた，当委員会が回線開放を唱えて十年の間一貫して変らない主張であり，回線利用制限を不用とする理論的根拠でもあります。

同時に当委員会は，「内容を変更することのない」情報の伝達を主とする通信を媒介することは，後述する例外を除き，原則として独占キャリアの手に委ねられる点について，異論をもつものでもありません。

(1) オンラインシステムが，狭義の通信システムをサブシステムとして内に持つことは事実です。通信システムを規律するものは，わが国において，有線電気通信法を中心とし，公衆電気通信法や電波法等で構成される，いわゆる通信法であります。これらの法制は，その制定当時，コンピュータやオンラインシステムの出現を予想したものではありません。

したがって，もし，オンラインシステムを狭義の電気通信であるとするならば，昭和46年の公衆電気通信法改正は高く評価されますが，そもそもコンピュータやオンラインシステムを予想しなかった有線電気通信法を中心とする通信法全体の解釈運用には限度があり，新しいオンラインシステム，コンピュータ・コンピュータ・ネットワークなどが自然に要請するところの正当な自由さを包みこむことは困難であると思われます。

(2) けれども、冒頭に述べたように、現行回線制度・料金の見直しを望む声は広い世論となっています。そしてその声は、単に企業等の利己を図る私論ではなく、より高度なシステムを求め、より合理的なシステムを望む妥当な根拠に基づく声であることは、当委員会がこれまでの多くの報告書で公正に明らかにしてきたところです。

(3) そこで、この基本提言のように、オンラインシステムをコンピュータ出現前の通信概念では律しきれない新しい諸設備・機能の統合されたシステムとしてとらえることによって初めて、時代に即した通信法の整合性ある構成が可能ではなかろうかと考えます。このような観点も参照されて、新しい構想も含みながら、現行通信法全体の整備を要請いたしたいと思います。

2. 基盤整備

(イ) 諸標準化、互換性等促進体制の強化

(ロ) オンライン化促進財税制の強化

オンラインシステムが複雑化するのに伴い、一方においてユーザーの個別ニーズの多様化に対処すると共に、他方においてオンラインシステム構成諸要素間のインターフェイスの標準化や機器の互換性をはかる必要のあることはいうまでもありません。この項目に対する要望はユーザーの意見の中で最も多いもののひとつですが、標準化や互換性の促進には、やはり国による促進体制の強化が必要ですので、関係当局の配慮をお願いしたいと思います。

また、オンライン化に伴う省資源効果や中小企業の連携効果などの大きさや意義を考慮するとき、オンラインシステム関連ハードウェアやソフトウェアの開発、取得等に関し、国による金融支援措置や税制面支援措置などがさらに強化されるよう要請するものであります。

3. 端末機設備推進対策

- (イ) 端末機の開発、製造、流通に関し、国の積極的施策を要望
- (ロ) 端末機の標準化、互換性向上等に関し、メーカーの努力と共にユーザーの協力も要請

わが国の端末機市場は、以前から現在まで、金融機関用端末機が台数的にも金額的にも半数もしくは半数を超えるシェアを占めてきたと推定されます。したがって、発注者は技術レベルが高く資金力ある金融機関が中心であり、納入側からすれば取引形態はリース、レンタル制よりも買取制による流通が主体であったと考えられます。このため、外国製端末機が新しい技術・アイデアで先行したとか、一部の機種では非常に廉価であったとかの点を別すれば、国内での端末機製造、流通はいわば選ばれた市場で、格別の問題があったとは考えられません。

しかし、オンライン化が中堅企業や中小企業に漸次浸透するに従い、端末機へのニーズは更に多様化し、取引形態も変化するものと考えられます。この場合、端末機市場全体として無駄がなく、円滑な開発、製造、流通が行われるためには、やはり国として適切な誘導施策、推進施策が必要でなかろうかと思われます。

また、端末機の標準化、互換性向上等には、メーカーサイドの努力も必要ですが、ユーザーサイドとしても不要な独自性を強調することなく協力することも必要であると考えます。

もちろん、端末機の標準化や互換性問題は、各種プロトコル問題等とも関連するだけでなく、根本的には通信サイドでどのような機能をどの程度まで分担するか、情報処理サイドでどのような機能をどの程度まで分担するかといった多岐困難な問題を含むものですが、この点はオンライン環境の変化の色彩と共に、オンラインシステム全体の問題として検討解決されるべきものと思われます。

4. ソフトウェア対策

オンライン関連ソフトウェアの開発、流通等につき、さらに積極的な施策を要望

コンピュータ・ソフトウェアについて、そのレベル差を経験年数差に換算すれば、わが国と情報化先進国との間にはまだ数年のギャップあるといわれますが、ソフトウェアの開発、流通等に関しては既に国によって必要な施策が講ぜられております。

しかし、わが国のオンラインシステムは制約が多いため技術の最尖端をゆく設計思想を取り入れることが困難な場合があります、このため通常のソフトウェア・ギャップよりもオンライン・ソフトウェア・ギャップはむしろ増大しているとの見方さえあります。

このような事情も検討され、オンライン環境の改善と共に、オンライン関連ソフトウェアの開発・流通等につき、さらに積極的な施策を要望するものであります。

5. 現行通信回線利用制度の転換

(イ) 基本的要請：メッセージ通信を主たる目的とする場合を除き、オンラインシステムに関し一切の回線利用制限を撤廃することが、妥当な要望であり、オンライン化進展のため必須な転換であることを強く提言

(ロ) 早急に必要な当面の措置についての要請

(a) 共同使用に関し

(i) 共同使用を許す業務関係範囲を拡大すること

(ii) メッセージ通信制限の解除（メッセージ通信を主たる目的とする場合を除く）

(b) 他人使用に関し

(i) 昭和51年7月の制限緩和（複数の電子計算機と複数の端末機を含

むシステムの条件づき認容)における複数端末の対電子計算機接続態様制限解除

(ii) メッセージ通信制限の解除(メッセージ通信を主たる目的とする場合を除く)

(c) 相互接続に関し

現行個別認可制を基準認可制へ変更すること

(i) 基本的要請

この提言書の第1項、基本提言に基づけば、メッセージ通信を主たる目的とする場合を除き、オンラインシステムにおける回線利用制限は本来必要なく、制限のないとき公けのデメリットもなく、一切の制限撤廃を望みたいというのが、ユーザーの世論であり、当委員会として十年来繰り返し多くの報告書等で表明してきた基本的要請であります。

また、アメリカはその国情もありオンラインシステムについて特に回線利用上の制限はありません。ヨーロッパにおけるオンラインシステムと回線利用条件も、現在ではおおむねわが国に比し自由となっています。

なおまた、共同使用・他人使用の別もわが国独特のものですが、同一または類似のシステムでも、率直に言ってユーザーにより場合により、便宜、あるときは共同使用の回線利用申請がなされ、あるときは他人使用として申請がなされているのが実情であります。さらにまた、いわゆるメールボックス方式といわれる、通信交換制限を避けるための苦肉の伝送方式が散見されることも周知のとおりです。

法は守られなければなりません。上の例は決して違法でも脱法行為でもありませんが、あまりにも制度が現実に適さないための歪んだ形と見るのは、必ずしも言い過ぎとはいえないと思われます。

これらの点も、関係方面で十分に検討を願いたいところであります。

(ii) 早急に必要な当面の措置の要請

上述した基本的要請が、仮にその実現に時日を要するものであるとき、当面さしせまって必要であるとのユーザーの声が多く、かつ実現がさして困難ではないと考えられる諸項目を下に具体的に掲げます。

(a) 共同使用

「基本意見調査」における多くのユーザーの要望を整理し、現代の産業組織・構造の動態を顧みるとき、第1に共同使用認可基準の共同使用を許す業務関係を拡大すべきであり、その代表的な関係は次のとおりです。

製造業、卸業、小売業の各々と倉庫業および運輸業（代理店等を含む）の関係

同一資本系列にある企業同志の関係

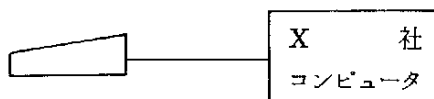
第2に、メッセージ通信を主たる目的とする場合を除き、メッセージ通信制限の解除が必要です。オンラインシステムにおいてデータ伝送以外にある程度のメッセージ通信が含まれるのは運用上当然であり、また、メッセージ通信の定義も「内容を変更することのない」情報の伝達とする現行表現では捕捉できなくなっています。あいまいな条件に基づくシステム運営上不自然な制限を存続せしめる積極的な理由と利益はなんらありません。

(b) 他入使用

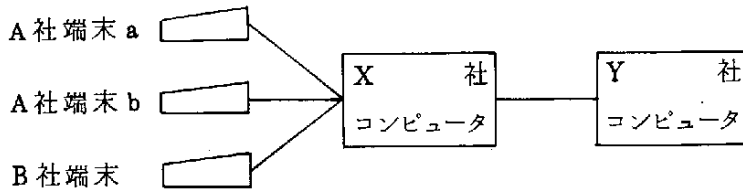
第1に、昭和51年7月の複数電子計算機と複数端末から成るシステムの条件つき認容を下図のように一步進められたいというのが、「基本意見調査」におけるユーザーの強い要請であります。

（基本認容パターン甲）

A社端末

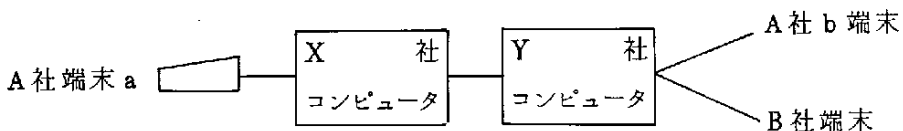


(5 1 年 7 月 認 容 パ タ ー ン 例 乙)



X Y 間および A B 間に共同使用業務関係成立のとき可能

(本 提 案 に お け る 認 容 要 請 パ タ ー ン 丙)



X Y 間および A B 間に (本 提 案 で い う 拡 張 さ れ た) 共 同 使 用
業務関係成立のとき可能

パターン甲からパターン乙への認容範囲の拡大は、現行法上可能な大きな飛躍であったと考えられます。しかし、図における X Y 間、A B 間の共同使用業務関係成立を前提とする限り、パターン乙も丙も全く閉ざされたシステムであって、乙と丙の間の制度的距離ともいうべき差は甲と乙の間の制度的距離よりもはるかに近く、共に閉域システムである点で、開かれた私的通信交換を禁ずる現行法上も認容可能なパターンであると思われます。これがパターン丙認容提言の理由です。

第 2 のメッセージ通信制限解除の要請と理由は前記共同使用での要請、理由と全く同一であります。

(c) 相互接続

現在、異種回線の接続はすべて郵政大臣の個別認可が必要です。
相互接続の態様は、回線の単独、共同、他人使用の別、さらに国内、国際回線の別などを組み合わせると非常に複雑ですが、それだけに申請してみなければ可否が全くわからず時間がかかる現行制度は困るという声

が多いのであります。また接続回線種が今後増加するわけですが、接続態様は複雑とはいえ逆にあらかじめ整然とパターン化され得る面ももっています。相互接続をとくに厳格な規律の下に置き通信システムの安全等を目図する趣旨は十分理解しますが、趣旨を実現しながら、認容態様を明示しておく基準認可方式にきりかえることは、この場合十分可能であり、なんらの弊害もあり得ないと考えます。

6. デジタル網利用の根本理念

- (イ) DDX, VENUSは、交換網であるその本質に則り、また新ネットワークとしての使命のため、妥当な技術基準以外の、一切の利用制限のないことを要望
- (ロ) デジタル網へのアクセスについては、方法、条件、料金等につき利用者の便宜のため十分な配慮を要望

(イ) 交換網の本質

交換網である現行公衆通信回線に関し、現行特定通信回線における共同使用、他人使用制限が準用されていますが、この準用規定自体非常に疑問であります。有限な社会資産である回路網を「共同で自由に誰との間の通信にも」使いあうためにこそ交換網が存在するのであって、この網に対し「共同使用制限」を加えることは交換網の本質に矛盾しています。

また、「他人使用」の概念のなかには、回線契約者、回線利用者および課金先（料金支払者）の関連の問題と、回線の再販売に関する問題が必ずしも整理されているとはいいいにくい状態で含まれているとも解され、さらにすでに指摘しましたように、手続上・運用上、他人使用と共同使用の区別は場合により甚だあいまいであるのが実情です。

したがって特定回線であると公衆回線であるとを問わず「他人使用」制限は、当提言基本提言のように撤廃されるか少なくとも課金先の問題と再販

売の問題に整理されるべきことがらであると考えられます。

DDX, VENUSは交換網であります。よって現行制限中交換制限に着目するとき、第1に、一般論として疑問の多い他人使用制限を課せられるべきではなく、第2に、交換網としての本質上共同使用制限は自己矛盾であってこれまた排除されるべきものであります。

つぎに、DDX, VENUSはいずれもデータ、メッセージ、ファクシミリのいずれの伝送も可能であるところに大きな特徴があります。上記3種の情報の境界は現在もそして将来もますますあいまいにならざるを得ません。またデジタル網の一部が担うと予定されているいわゆる通信処理と本来の情報処理の境界もまた、現在そして将来ますますあいまいにならざるを得ません。

このような新しい交換網に、現行制限中のメッセージ通信制限をもちこむことは解釈上運用上殆ど不可能であり、または不合理、無意味に近いことは明らかであります。

上記のように、現行回線についてもそうですが、とくに新デジタル網は利用制限になじまず、一切利用制限を加えられることのないよう要望いたします。

(ロ) アクセスの問題

欧米におけるデジタル網計画は、すべてサービス開始の時からダイヤル・アップによるアクセスが可能のように設計されています。

わが国の場合、VENUSについてはそのTクラスで加入電話によるアクセスが最初から計画され公表されています。DDXの場合、加入電話によるアクセスは将来のこととされ、サービス区域外からのアクセスは特定通信回線(専用線)によるものとされているもののようであります。

新しいデジタル網の誕生に際して、技術の面でもサービスの面でも国内網と国際網とに整合性を求めるのは利用者として当然であります。また、特定回線(専用線)によるアクセスで高額の料金を支払うことになれ

ば利用者はDDXに近よりにくくなります。なお、仮にアクセス回線には現行の利用制限が適用されデジタル網自体には別途の利用条件があるとしたとき、利用者はその複雑さのみに悩まされる結果になりかねません。

以上のような懸念が杞憂に終るよう、新デジタル網へのアクセスについて、方法、条件、料金等につき利用者の便宜のため十分な配慮を要望するものです。

7. 回線料金

- (イ) 現行特定回線料金体系の、電話料金体系リンク思想からの脱却 — 遠距離料金軽減、料金水準の各国平均水準に比べて同等または同等以下の低廉化
- (ロ) デジタル網についての新構想による料金体系と、料金水準の各国平均水準に比べて同等または同等以下への低廉化
- (ハ) 夜間休祝日割引料金制、バルク料金制等の広汎な導入
- (ニ) 料金新設改定手続の明定化 — 実際の利用者の意見事前聴取、取り入れ

わが国の国内特定回線料金、国際特定回線料金が、ともに先進国の水準にくらべ異常に高いことは衆知の事実となっています。この現象を正当化する理由はないか不十分で、料金体系と料金水準の是正への要請はすべての回線利用者の声となっています。

第1に、本意見書の基本提言、基本要請にあるように、オンラインシステムは、コンピュータの出現を予想しなかった時代の電気通信のらち外にある新しいシステムです。したがって当然に、特定回線料金体系は電信電話料金体系にリンクする必要はなく、独自の体系が構想せられるべきであります。

第2に、当委員会が昭和52年12月5日の料金問題に関する意見書で明らかにしているように、特定回線料金は公益事業における公共料金として、他の公共料金と同じく原価主義に基づく料金設定がなされるべきであります。

第3に、いわゆるデータ通信部門を構成する設備サービス部門と回線サービス部門の収支分別問題、内部充当問題がありますが、この点については公共事業体等基本問題会議の指摘もあり、今後明解な措置がなされ、料金水準低下の方向への誘因となることを期待したいと思います。

第4に、先進国水準と比べてのわが国の高料金はすでに各方面でくりかえし指摘されているところですので、ここに重複して付言する必要はないと思われまふ。最も早い機会に下方修正がなされることを要望いたします。

第5に、料金設定手続きが整備される必要があります。特定回線料金は認可料金であります、その料金規定の新設改廃について実際の利用者の意見を事前に聴取する手続は明定されていません。他の公益事業に比し、最も完全な独占事業であり代替サービスを絶対に他に求めることのできない回線料金につき、現行手続は明らかに不備であります。利用者の声を反映する制度の樹立が望ましいと考えます。

以上の要望は、デジタル網の新料金体系、水準、料金規定の制定改廃手続についても全く同様であります。

8. サービス体制

(イ) 夜間、土日祝日回線保守態勢の整備

(ロ) 回線利用申請手続の簡素化、迅速化

(イ) 夜間、土日祝日の回線保守には、回線ダウン時等の常時対応体制と、システム変更等の場合に過日をさけて開通試験等の実施が可能な体制との、大きく分けて2様の要請が含まれます。困難な問題もあるとは思われますが、わが国のオンラインシステムは特に24時連続運営のケースが多く、ユーザー多年の宿望でもありますので検討を要望いたします。

(ロ) 手続の簡素化、迅速化は、すでにこれまでに要望したような基準認可方式の充実、蓄積パターンの明定化等も解決のための重要な因子と考えられ

ますので、検討を願いたいところであります。

9. 準公衆通信事業者制導入の検討

民間V A N 業者許容の検討

昭和49年、行政管理庁の電気通信行政監察結果に基づく勧告においては、現公衆通信事業者とは異なる通信網運用主体としての準公衆通信事業者についての制度的検討に関し、重要な示唆がなされています。

わが国はたしかにアメリカとは国情がちがいます。しかし、ヨーロッパでもアメリカでも例のないキャリアによる情報処理サービス兼営がわが国においてのみ行なわれ、常に問題を含み議論の多いことも事実です。あまりにも完全な回線網の独占下に、あまりにも広汎な制度・料金批判と、決して消えない処理サービス兼営批判は、仮に現在の問題が若干解決されたとしても、将来再現、三現することは疑いのないところです。そのような不満、批判がつづくことは決して好ましいことではありません。

したがって第1に、1種の衡平政策として、わが国の経済・社会風土に適した特殊通信事業者、および付加価値通信事業者(V A N)の許容の検討を公正に衆知を集めて行なってみる必要があると思われます。

第2に、オンライン技術水準ギャップの問題としてV A N問題を見る必要があります。わが国において民間オンライン技術水準が低く、たとえばキャリアの技術のトランスファー問題が論ぜられる例があります。技術トランスファーの必要性や重要性は決して否定できません。しかし、たとえば最近話題に上ることの多いデータベース・ネットワークをとりあげてみれば、この場合明らかに回線利用制限と民間V A N抬頭を阻止したわが国の制度が民間のデータベース・ネットワーク関連ソフトウェアの発達を阻害した主因であります。民間にも自由にデータベース・ネットワークサービスを行わせ、その一環としてV A Nを許容することによって初めて技術レベルが向上しま

す。

第3に第2の兼営問題として、現行公衆通信事業者が今後についてのデータベース・ネットワークを担い、したがってデータベース・サービスの一部または相当部分を負うとすると、現在のような処理サービスの収支問題や競合サービスへの不満、批判の例をくりかえさないという保証はありません。民間の創意によるべき分野であり民間VANを必要とする理由のひとつであります。

10. 苦情処理機構

回線提供不認可または付条件や、設備サービスと民間センター競合問題等の案件の処理を目的とする苦情処理機構の設置

当委員会が昭和50年4月の要望書で掲げた提言ですが、頭記の要望を再び繰り返す必要があると思われます。

回線提供条件については、先に述べたとおり、基準認可規定の拡大整備と共に、場合により正規の救済規定の整備が苦情処理機構と併行して検討される必要があるかもしれません。競合問題は、規定整備の問題というよりも字義通り苦情処理のための第三者機関が必要であると考えます。

11. ハードウェア・メーカーへの要望

- (イ) ハードウェア先行、ソフトウェア不満傾向の是正
- (ロ) 互換性の拡大
- (ハ) マニュアルの平易化

(ロ)の互換性拡大は簡単な問題でなく、種々関連問題を含むことは本提言第3項端末機設備推進対策の個所で述べました。

ネットワーク・アーキテクチャとか、分散処理とか、オンラインシステ

ム関連分野でも言葉や概念だけが先走るきらいがあり、メーカーサイドにおいても特に④や⑤のような基本的な部分の向上強化に努力されるよう要望いたします。

以 上

III

各界主脳意見交換

回線利用制度，料金をめぐる

各界の要望・提言

目 次

1. 各団体、委員会の要望、提言の趣旨

- イ 日本情報センター協会の要望
- ロ 電気通信ユーザー協議会の提言
- ハ EDPユーザー団体連合会の要望
- ニ オンライン推進委員会の提言
- ホ 一般ユーザー、情報処理業者、キャリア、行政の各々の立場

2. 情報処理と通信

- イ 「データ通信」という言葉、遠隔情報処理と通信
- ロ 統合された情報産業行政の必要

3. 現行回線利用制度見直しの必要

4. デジタル網の運営者

5. ヨーロッパの回線利用制度

6. 回線料金

7. 回線料金の新設変更手続

8. 世論反映の場

9. 不公正競争問題

出席者

(50 音順)

大 野 達 男 氏

オンライン推進委員会((財) 日本情報処理開発協会内)

副委員長・野村コンピュータシステム(株) 社 長

金 岡 幸 二 氏

(社) 日本情報センター協会政策委員長・(株)インテック 社 長

河 野 幹 人 氏

電気通信ユーザー協議会 幹事

(株)市況情報センター 取締役調査室長

志 場 喜徳郎 氏

電気通信ユーザー協議会代表・(株)市況情報センター 社 長

武 田 泰 明 氏

EDPユーザー団体連合会 通信回線専門委員会委員長

三菱製紙(株) 計算機室長

オブザーバー

塚 本 祐 造 氏

センチュリリサーチセンタ(株) 社 長

司 会

田 中 京之介

(財) 日本情報処理開発協会 参 与

この座談会の背景

◇コモン・キャリア＝公衆電気通信業者

わが国では、電電公社（NTT）と国際電信電話㈱（KDD）だけが、他人のために電気通信の媒介をすることができる。両者を公衆電気通信業者という。

◇回線開放

昭和46年、公衆電気通信法が改正され、「データ通信」の章が新設され、コンピュータと通信回線を接続する条件、その他が明定された。

◇回線利用制限

コンピュータと通信回線を接続する場合、複数の者が同一回線を使用するときの制限（共同使用制限）、回線使用契約者がその回線を第三者に使用させるときの制限（他人使用制限）、異種類の回線を接続するときの制限（相互接続制限）の3種の制限がある。現行制限を不要・不当とし撤廃緩和を求める声が多い。アメリカでは殆どこの種の制限がなく、ヨーロッパもおおむねわが国より制限がゆるい。

◇回線料金

従量制の公衆通信回線料金と、定額制の特定通信回線料金（専用線料金）とがある。いずれも、国際的にみて、近距離では日本は安く、中遠距離では日本は世界最高に高い部類に属する。料金体系・水準ともに見直しを求める声が多い。

◇回線利用制度、料金に関する意見、要望、提案の主体

（要望文の骨子については次項比較一覧表を、原文については第2部資料を参照されたい。要望等を提起した各団体の性格は次の通り。但し、データ通信会議は、他の団体と性質を異にする。

日本情報センター協会 社団法人、情報処理サービス（オンラインサービスを含む）
センターの同業団体 昭和45年設立

電気通信ユーザー協議会 任意団体、専用線（特定通信回線）利用者の団体。

昭和53年設立。

EDPユーザー団体連合会 機種別コンピュータユーザー8団体の連合会。

昭和43年設立。

オンライン推進委員会 （財）日本情報処理開発協会内に設置、オンラインシステムの推進、実態調査が主目的。昭和44年組織。

データ通信会議 昭和53年、郵政省電気通信監理官室により臨時に設置された会議、同年9月「データ通信会議報告書（データ通信の発展のために）」が発表された。本報告は「データ通信振興法案」の下敷となっていると伝えられる。

◇用語

オンラインシステム

端末機（コンピュータである場合を含む）、通信回線（構内回線を除く）、コンピュータが常時継続して電氣的に接続しているシステムをさす。（同様3者により構成されるが常時継続して電氣的に接続はしないとき、オフラインシステムという）

データ通信

- (1)単に通信回線中のデータ伝送（Data Transfer）と同義の場合がある。
- (2)オンラインシステムによるデータ処理（Remote Data Processing）をいう場合がある。

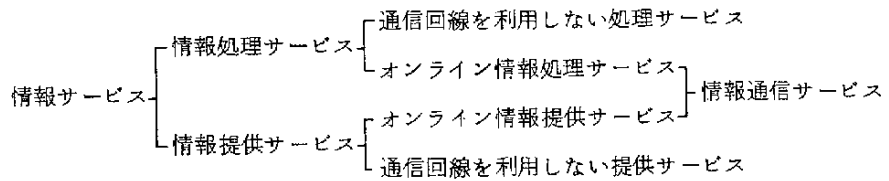
データ通信設備サービス

キャリアの行なうオンライン情報（データ）処理サービス。

- (1)データ通信設備サービスというとき、情報の内容が処理されるオンラインデータ（情報）処理システムと、情報の内容が処理されることはないメッセージ交換システム、の両者を含む場合がある。（NTTの設備サービスの場合）
- (2)データ通信設備サービスというとき、オンラインデータ（情報）処理システム、メッセージ交換システムおよび、オフラインでデータをも伝達するシステムの3者を含む場合がある。（KDDの設備サービスを含める場合）

情報通信

現在の語感ではデータ通信設備サービスより広く、オンライン情報処理、提供の両者を含む。



◇伝えられる「データ通信振興法案」

昭和54年3月現在、未公表であるが、新聞紙上データ通信振興のための法案が準備されていると伝えられている。

1. 各団体、委員会の要望、提言の趣旨

田中 昭和53年の後半に、わが国の通信回線利用制度や料金のありかたなり、その周辺の課題について、各方面から重要な要望、提言などの発表がありました。いずれも貴重なご意見であると思います。そこで、このたび、関係首脳者の意見交換という形で、一般回線利用者の方に対し、各々の立場からの問題の所在を報告、説明して頂き、なおまた、それぞれの立場からの要望・提言の重点を明確にしたい、というのがこの集りの趣旨でございます。

そこで、発表順というわけでもありませんが、まず、日本情報センター協会の要望の趣意をご紹介したいと存じます。

イ. 日本情報センター協会の要望

金岡 通信回線問題については、大きく分けると2つの問題があると思います。

第1は、明治以来の伝統的通信概念を破り、公衆電気通信法にかわる新電気通信立法を行う問題です。これには世論を喚起し、国会を動かすことが必要でしょう。すなわち、電信・電話は国の独占、他の広義の通信分野は自由とし、民間の活力を利用するという抜本的な通信制度の改正である。電電公社は国民・民間企業に奉仕する姿勢を根本に据える必要があるのではないで

しょうか。

第2は、現公衆電気通信法内における運用上の改善です。この中に3点の問題点があると思います。第1点は、情報処理サービス業が他人のために通信回線と結合されたコンピュータを運用することにより、種々の障害が生じているので、法解釈を拡大し、または一部改正してほしいとするものです。第2点は極めて高い料金の問題、第3点は、公社の行うデータ通信サービスが民間と競合しないように抑制する問題です。

公社の行っているデータ通信事業について、情報処理サービス業は、著しい不満と不信感をもっています。この事業は、すでに民間が情報処理事業を十年にわたって築き上げた市場に、回線利用を一部自由化することの取引の上に立って昭和45年公社が参入したものです。この様に民間市場に官が参入することは、他産業で例をみない特異なことであったわけです。また、公社の不信行為はデータ通信サービス開始にあたり、バッチ処理およびデータベース・サービスを行わないと明言しながら、両者についても民間市場形成をみながら参入してきたのです。公社データ通信サービスの大義名分は、外資による日本市場の席卷防止ということであったようですが、国際感覚の欠如を示すものだと思います。

現在の国際化の波は、世界の趨勢であり、経済社会は、世界は1つです。このようなとき情報処理サービス業のみ、外資についての障壁をもうけることは困難だと思います。したがって、企業基盤の弱いわが国情報サービス業を補助し育成することは必要であるが、外資障壁によってそれを果すことは国益上得策ではないと思います。

日本の情報処理サービス業の発展のため、公社が回線の完全開放を遅らせ、自らデータ通信を行って、外資障壁になろうとしたのは本末の転倒です。公社は、回線を開放し、データ通信について、民間の活力を信じ、一刻も早く国内業者を育成すべきであったのではないのでしょうか。

また、データ通信という言葉について思うのですが、通産省では遠隔情報

処理といい、郵政省はデータ通信というが、これは楯の表と裏よりみただけであり、実体は1つであり、言葉の穿さくは不毛だと思います。両者ともコンピュータと通信回線を一体とし、情報処理・送受信・伝送を行うものです。前者はコンピュータによる情報処理を中心として考え、後者は通信概念を電信・電話をこえて、広義の新しい通信概念を設定しようとしたものです。ただし、公衆電気通信法中に法定役務として、データ通信という国として認知された言葉があることには十分注意する必要があります。したがって、情報処理サービス業者が、コンピュータと通信回線ならびに網を一体として生産手段とした場合、法定役務のデータ通信とほぼ同目的・同行為であり、データ通信の言葉を使用することは妥当ではないでしょうか。

ロ. 電気通信ユーザー協議会の要望

田中 それでは、電気通信ユーザー協議会の要望の骨子をお願いいたします。

志場 電気通信ユーザー協議会ができた直接のきっかけは、昨年、国内のいわゆる特定通信回線で料金の引き上げ並びにKDDによる国際線の4800 BPS、並びにそれ以上の高速で使う回線の料金の引き上げが、あえて「強行」といいたいんですが、強行されかけたということを踏まえまして、これは不合理じゃないかということで、そういった回線を利用しているユーザーが、その問題を契機として任意に集まってきたわけです。で、いろいろと郵政省にも陳情もし、何回か議論も重ね、また郵政審議会の通信部会において参考人として意見を述べる機会も与えられました。それにもかかわらず料金の値上げが強行されたので、それに対してユーザー協議会の名において、郵政大臣を相手として、当該料金引き上げの認可は違法である、違法な行政処分であると、その取り消しを求める異議申し立てを行いました。目下係争中であり、まだ決定をもらっていないという段階であります。

今回の通信回線をめぐる各業界の提言、要望というものは、主として制度、

回線の利用形態を中心とした制度並びにその料金のあり方というものが二つの大きな柱になっております。

料金引き上げのときもそうだったんですが、迂遠なようではあります、一つの行政あるいは近代国家というものが法律に基いて運営されている限り、それぞれの基本法を法律に戻って議論しないと適当じゃないんじゃないかと考えます。

昨年、料金引き上げが強行されたさい、引き上げの根拠が国会の問答、説明等にいろいろあるが、法的根拠としては公衆電気通信法第一条に「公衆電気通信役務を合理的な料金であまねくかつ公平に提供することをはかることによって公共の福祉を増進することを目的とする」とあるのみです。われわれとしては、いやしくも大臣を相手取って異議を申立てるからには、いったい合理的な料金とはなんぞやという根本をさかのぼっていかなければならない。そこで公社の事業の中身をみると、部門別原価計算が公表されていない。しかし一昨年ですが、電話料金を引き上げたときに国会で盛んに公社が説明していたのは、要するに電話サービス部門は赤字である。収支率が100%を超えている。つまり収入にくらべて支出が大きいから収支率を70%ぐらいまで改善する必要があるということになっている。ところが、それでは特定通信回線の部門はどうであるかという、収支率は去年の引き上げ強行前でも70%ぐらいで良好なわけですね。つまり電話というものがようやくそれまでの特定回線の収支率に近づけるための法律改正——料金改正を行ったわけです。ところが向こうの方が70%に近づいてきたならば、今度は一般の電話料金を何割上げたのだから特定通信回線も同じ割合だけ上げなければ不公平だという議論が出て、何がなんだかどうもよくわからない。

つまり合理的な料金というものは、いったいそれぞれのサービス部門に沿ってどう考えるべきかということが、非常に都合のいいようにのみ論じられる。一般の電話の料金をできるだけ安くすることのみがイコール公共の福祉であって、その他つまりデータ通信を含む、企業が多く利用する部分は、

「公共の福祉」の対象じゃないんだというような感じに取れるような議論にも受け取られるのであります。

同様なことはKDDについてもいえるのであって、KDDはなるほど法律によって国際電気通信業務を独占的に行う会社である。そのことで非常な収益をあげているのに昨年あえて料金引き上げを強行した。これは独禁法違反じゃないかという疑問を私も持っておりますし、さらに考えたときに、これは営業の自由を保障した憲法の問題に違反するんじゃないかとすら思っています。ということはKDDに対する国家の統制とかいうものはきわめて微弱であります。国際電信電話株式会社法においては、むしろ社債発行限度の特例にみるように、国が助成を与えている。一般担保、外貨債務の保証というふうに商法よりもはるかに優遇を受けております。ところがその株式は国は現在一株も保有していません。あるいは監督においても事業報告を求めるという程度でありまして、その業務のあり方自体については規制はありません。特典のみを与えられた独占会社であるということは、私は大きな問題じゃないかと思う。

今度伝えられるようなデータ通信振興法についても、われわれはまだその中身をくわしく知りません。ところが新聞報道によると、郵政省はすでに公社に意見を求めているという。これは本末転倒しているんじゃないかと思うのです。

そういうあり方について、私どもはこのさいいったい何が国益であるのか、何が日本の産業、経済、国民生活を考えた場合に公共の福祉になるのかという原点に立って、よく考えながらオープンな議論なり、常識にピッタリするような議論を積み上げていく態度を取られるよう、お願いしたい。また何か言ったことへのしっぺ返しを恐れるというようなことでは、くどいようですが、本来的に公社を設立したり、公衆電気通信法で迅速、確実な通信役務を提供し公共の福祉をはかるという法律の趣旨が生かされないことになるんじゃないか。

コンピュータと回線の結合による技術の進歩は日新月异でありましょうが、当然常識的にコンピュータの能力を生かすというように、その法律の目的に照らして時代に即したことをやっていけばいいのであって、それをむしろ推進することが公社設立の趣旨にも合い、国民の公共の福祉を増進することになるんだということで、原点に戻ってもらいたい。いまは公社の利益と民間なり、国民福祉なりというものが相反するがごとくとらえられているのははなはだもっておかしいということに尽きるわけです。それを常識的に正すべし、これは料金も当然であります。

先ほど述べましたように、これは「合理的な料金」であるべきことは当然であります。しかも料金について私鉄料金なり電力関係料金とかは、監督規定なり認可手続が明らかに規定されています。公衆電気通信法もそれに準じて考えるべきだと考えます。それをもっと突っ込んで考えるべきではないのか、国際的に比較してもものすごく高すぎるし、遠距離格差もそうあります。いままで「合理的」とは何か、その点の詰め方において甘かったのではないか。ひっきょうするに郵政省の監理官制度によるところの公社、KDDへの監督はおかしいんじゃないか。こういう電気通信というものの持っている役割りがきわめて世界的にも大になっているときには、監理官制では足りない。私どもユーザー協議会の主張の中に、電気通信のポリシーをまかなうため少くとも局とするか、独立官庁というようなものを設立すべきだということも盛りこんでおります。

また、郵政省があまりにも公社寄りじゃないかということは、先ほど申しましたユーザ協議会が参考人として通信部会で意見を申しました。そのとき私は国亡びて山河あり、国民亡んで公社残るということになるんじゃないかと申し上げ、相当議論したが一向に結論には反映されておりません。こういうことはいまの郵政省における郵政審議会、なかんづく通信部会というような民間の意見を聞いて、いかにすれば国民経済とマッチし、進展を促進し公共の福祉をはかることについて、いわゆるポリシーの取り上げ方の場

というものが、いかに片寄ったものであるかということの1つの現われだと思ったので、あえて提言の中では、そういった民間の意見というものを広く強く採り入れるべきであるということを制度、料金のほかにつけ加えているわけです。

田中 ありがとうございます。通信関係法規には公衆電気通信法だけになしに有線電気通信法や日本電信電話公社法その他いろいろありますが、それらの法の成立当時の立法の趣旨が現在若干曲がっているのではないか、原点に戻って議論を積み重ねる必要があるのではないかというのがユーザー協議会のお立場といたしますか、それが不服申し立てにつづいて、基本的な立場として今回の要望書にもつながっているという趣旨のことを承ったわけです。

ハ. EDPユーザー団体連合会の要望

田中 次に、ユーザー団体連合会からも要望が出ているわけですが、その中心の武田さんにご出席願っておりますので一つお願いします。

武田 ユーザー団体連合会の趣旨でございますが、これは冒頭に述べてあるようにデータ通信会議の報告書に対しての意見です。今後具体的に法案としての情報を入手した場合には再びそれに対しての意見を申し述べたいという前提で、今回の要望書のベースになるのはデータ通信会議の内容でございます。第一項では、いままで通信という概念でモノを考えていたので共同利用とか、他人利用とかいった苦しまぎれのパターンで利用を拡大しようとはかってきた。こういうやり方ではゆきづまってしまって、外国の例にもあるように電信電話とは別の考え方にするという—これはデータ通信会議でもそのことは明確に述べられているわけでした、それについては賛意を表しているわけです。表現としては、「データ通信」は「電信電話と同様の通信」とは「別個」にちがったものとして考えるべきだということを申し述べています。

次に、「民間データ通信業者が発展し得るような慎重な配慮」ということ、

これは一つのタイトルがはっきりしないので、なんかピンとこないような感じですが、これはどこから持ってきたかといいますと、私どもの要望書の第三項に述べたことですが、ここで「オンラインシステム振興のための基盤整備」とは誰に対し何を対象にしているのか、データ通信会議として、いったいどういう対象にこういう適用をしていくのかというのがよくわからない。高水準なシステムがユーザーに対してまで要求されるというふうな場合には一番被害を受けるのは民間データ通信業者であるということです。そういった面についてよく配慮してもらいたいという表現で基盤整備問題にふれたわけです。

次に、データ通信に関する行政の一元化措置ですが、大体ヨーロッパ各国で日本と同じようにP T T（郵電省）の権威が非常に強いところでは、通信とデータ通信は一元的に官庁が握っている。ただし先ほど国益という言葉がでましたが、産業の発展ということが国益に直接につながることは、先進国としては当然のことと思うわけです。日本では産業発展のためにその神経系統であるデータ通信というものについて、二元的な規制がされている。そういったものに対してのテリトリー争いに巻き込まれて、使うほうとしては非常にぐあいの悪い面が出てくる。そういった点で一元化措置が今後必要ではないかという問題意識でふれたわけです。

次にこれは一部但当事者の言葉ですが、前回の公衆電気通信法の一部改正のときでもそうでしたが、日本の官庁というのは外国に蚕食されることを非常に懸念して、それをなんとか法律の中に盛り込んで食い止めようとする。その結果われわれ自身の使い道にも非常に制限が出てくる。このことがコンピュータ化をはかっていく場合に非常にネックになってくるという面が、機器の使用あるいはシステムの使用、情報の使用、あらゆる面に出てくる。外国のものでも良いものはユーザーが自由に選択して使っていくことが発展につながっていくんだ。外資対策問題をストレートに国内通信法などの中に持ちこんでもらいたくない。しかしそうはいっても、外国の企業に日本の基幹産業の情報を握られることが果たしていいことかどうかというと、やはり握らせ

たくないという感情は持っているのです、それは別な方法でプロテクトを考えてほしいとしています。

あとは料金問題ですが、前からいいならされているように、遠距離格差、あるいは諸外国に比して高すぎるといったことは、前から主張していることとまったくかわりません。これはここにはふれていませんが、今年実現する予定のDDXが実施される機会を料金政策修正の一つのインパクトとしたいというニュアンスがあるようにも聞いていますが実際にはどうなりますかー。とにかく諸外国に比べても、たとえば深夜料金とか、休日料金とかいったようなきめこまがなサービスについてもはるかに劣っているわけであって、そういう面について諸外国を参考に採用してほしいということをいいたいわけです。

民間の意見を反映するという機関についてですが、一つ一つの事象、将来を大きく左右するような変革の時期にあたって、民間の要望を聞く面が、とくに郵政関係では比較的少ない。データ通信会議でもたびたび各所に述べられているように、民間の意見を反映する機関といったようなものはぜひ必要であると思います。

最後に、公社と民間情報処理業者との適正分野の調整措置をとといいますのは、計算サービスにおいてユーザーの立場からいうと、公社の設備サービスと民間センターの競合が、民間の発展を阻害するような実例がたくさんあるということは前からいい古されているので、ここにふれました。

田中 武田さんのご発言で重要なことは、データ通信会議の報告書が前提なんだということで、そういう点でこれを読者の方も見ていただきたいわけです。

二. オンライン推進委員会の提言

田中 次に、オンライン推進委員会の大野さんから提言の趣旨をお願いします。

大野 先ほどの志場さんのお話は基本的なご指摘として全く同感です。

オンライン推進委員会は日本情報処理開発協会の中で10年ほど前から継続事業としてつづけられている委員会であり、稲葉秀三氏が委員長で、私が副委員長としてお手伝いをおおせつかってきております。今度にわかに委員会の意見を発表したというわけではなく、10年前からオンラインの需要調査、あるいはユーザーの意識調査を継続的にやっております、毎年度末に報告と提言を発表しています。53年度も同じような趣旨で作業を進めている途中です。たまたまデータ通信振興法案とかが準備されているということで、この際、少し早めに主な問題点だけをまとめて中間的に意見を発表しておいた方が良からうという委員会の結論で提言を発表したわけです。いずれ年度末に従来通りの実態と動向の調査報告、ユーザーの意識報告としてまとめて出す予定になっております。ただし、この委員会は開発協会の中の委員会ですので、開発協会に対して委員会として答申をするわけで、どう措置されるかは協会当局の方針によりますが、今回はオンライン推進委員会として意見を直接発表していいとなった、そんないきさつがあります。

提言の趣旨は別記の通りで、具体的には長年やってきましたユーザーの意識調査、あるいは要望調査の結果をふまえてユーザーの現実的な要望の主なものを改めて強調したわけです。

ホ. 一般ユーザー、情報処理業者、キャリア、行政の各々の立場

田中 多くの要望や提言が出てきたということへの感想を、センター業のお立場でも、全く個人的な感想でも結構ですので、塚本さんからお願いいたします。

塚本 根本問題がなおざりにされて、46年の通信回線の民間の開放のどさくさでやったことが金科玉条のようになっている。時間がたつに従って自分に都合のいいほうだけを取るということになる、結局コモンキャリアでありながら同時にサービス部門を持っているところに問題があるんじゃないか

と思うんですね。

通信とコンピュータとは一体化してきているんだという認識がまだうすいのではないか。先程も志場さんがいわれた国民の福祉というような問題はなおざりにされてしまうおそれがある。そこにわれわれがいらいらしている気持ちがあるということでしょうね。

しからばどうすればいいかという、郵政省の或る人がいうには、『案を持って来なさい。案を持ってこないで役所同士で話をしろといっても、それはムンがよすぎるんじゃないか』、そういう意見も出た。それ故今度のように各団体から提言されて、なるべく具体的に、ここはこうだと指摘されることはぜひ必要ではないだろうか。

もう一つ感じますのは、そうかといってすぐになんでもかんでもフリーにすることが国益につながるかということについては、われわれ民間業者とエンド・ユーザーの方々とではその考え方が若干ちがうんじゃないか。外資に相当席卷されるという恐れは十分あるんじゃないか。そのへんになると利用する側の性質によって、提言内容が若干ちがうだろうという気がしますね。しかし料金を安くしてくれと言う様な問題は共通ですがね。全面的にオールフリーということについては若干問題が出てくると思います。

ただし、見通しとして、それじゃいまのままでいいかというそうはいかない。やはり時間の経過とともにフリーという形には持っていかなざるを得ないだろう。そうなったときに電電公社のあり方と国際電電のあり方はじめて真価を問われる。あるいはやり方がまちがっていたのでは間に合わない恐れがある。やるのであれば長期見通しに基いたタイム・スケジュールによって緩和していくんだというようなことが必要じゃないかという感じがしますね。

2. 情報処理と通信

イ. 「データ通信」という言葉、遠隔情報処理と通信

田中 本論を少し進ませていただきたいと思います。

データ通信、オンライン情報処理は、通信そのものなりや否やといった概念論議は、ほんらいあまり意味がありません。しかし国会筋でもこの議論がなされることもあり、若干ここで触れて頂く必要があろうかと思われれます。一般の方には、データ通信制度論のなかでもわかりにくい議論のひとつですので、最初に少し解説をはさませて頂きたいと思います。

回線利用制限の必要論・不要（開放）論の代表的なものに2系統があります。

第1の系統は、いわば制度目的論的・制限必要・不要論です。必要論の論理は、①独占公衆通信事業者の主体性確立・維持は、即、公益の実現に合致②主体制確立・維持には原則として私的通信媒介の排除が本義・不可欠、③従って回線利用制限必要、という3段論法となります。不要論の論法は、①公衆通信事業者の利益と公益（国民の利益）は、両立を理想とするが、常に一致するとは限らない。②もし不一致のとき、公益は事業者の利益に優先する、少くとも劣後することは妥当でない。③公益を甚だしく劣後せしめてい

ることが明らかな回線利用制限は不適法である、ということになります。この座談会で紹介されている電気通信ユーザー協議会の要望は、どちらかといえばこの系統の論理に分類されるとも考えられます。なお、公共事業体一般と公益の関係の経済的・制度的研究は数多く、W. Robson の公企業論や、W. Friedmann の比較法上の分析に基づく公社制度論などが有名です。

第2の系統は、いわば制度技術論的・制限必要・不要（開放）論です。必要論の論理は、①通信は国家独占——通信独占原則の典型的内容は(イ)メッセージ通信（内容不変更情報伝達）独占、(ロ)通信交換（送信端と受信端が異なる情報伝達）独占、②データ通信（オンライン情報処理）は通信、③よってデータ通信には、私的メッセージ通信制限、私的通信交換制限が必要、例外的に許容する場合はある、とする論法となります。

もし制限に反対するならば、①の国家独占原則そのものを攻撃するか、②の「オンライン情報処理イコール通信」論を否認し、その成立しないことを論証しなければなりません。①は全面否定しにくい面があります。とすると、②の認識をめぐる攻防が、回線利用制限必要・不要論の核心となります。通信概念論が、昭和46年以来執拗にくりかえされるゆえんなのです。

この座談会にも出ているオンライン推進委員会の提言の論理は、この系統の議論の代表的なものです。

ほかにもいろいろな論拠に基づく制限要・不要論がありますが、その一、一のご紹介は省略したいと思います。

なお、アメリカでも1966年頃から現在まで情報処理と通信をめぐる論議が継続して行われていますが（第一次、第二次コンピュータ・インクワイアリとして知られるものです）、この大議論は独占禁止法のアメリカ式伝統を背景とした、情報処理業、通信業の境界策定が主目的で、概念論も前面に出てはいますが議論の政策目的が日本とは異なります（もちろん重要な参考にはなります）。

このようなわけですが、通信と処理の問題について、コメントを頂けませ

んでしょうか。

塚本 最初にデータ通信の概念という言葉が出ているんですが、データ通信とか遠隔情報処理とかいった言葉の関係は、どう考えればいいんですかね。

田中 いまいろいろ使われておりますから、場合によって並列することはいかがであろうと思っております。また場合によってあんまりいちいち並列することくどい点がございますから、あるいはネットワークというような言葉で逃げてしまうかというようなこともあろうかと思えます。情報処理といった言葉におきかえるのもなにかという気もいたしますし、少しやっていただきまして、結果としては最後のところは大体どのへんを併用するか、どちらの言葉を使うかは改めてご意見の交換を願えればと思っただけです。

大野 データ通信という言葉にこだわるわけではありませんが、私どもは通常オンライン情報処理とか、遠隔情報処理とかネットワーク情報処理という言葉を使っていて、通信ではないという意識を持っている。しかし、通信もオンラインの重要な要素ですから、オンライン委員会は、「情報処理設備、ソフトウェア、通信設備とそれらの機能が統合されたシステム」という現実的な立場をとったわけです。

武田 そこまで深くは考えないですね。要するに異質次元という明確ない方、これはみんな一致してますね。が、基礎にあるということは同じだと思えます。

いまのお話の中には出なかったんですが、言葉としてデータ通信という言葉を使いますと、メッセージ通信と、この区別がきちんとしていけばいいんだという考え方で使ったということはたしかなんですね。

塚本 ですから議論を進めるときにも本格的な非常に広い範囲でデータ通信という言葉は是認していくと、ある立場に立つようにみられ、オンライン情報処理とかを頭に入れてやると別の立場に立つようにみられる。なんかおかしいじゃないかということですね。

武田 それを逆にいえば、要望や提言の捉え方によって言葉が変わる。

塚本 ですから、ここに書いていられるように、行政への一元化措置というのはここへくるわけですね。が、なかなかそこまでこない。われわれがふり回されていい決め手がない。それで結局谷間に置いてけぼりをくっているようなことですね。へんなものが出てもしょうがないから表現の歯止めとしてここまでやっておこうかということが提言になってくるわけですね。だからこのへんのまとめ方はむずかしいと思いますよ。

田中 これが議題にあげられた理由は、概念論としてどっちがいいかどうかということではなくて、通信とっておかないと、27年のコンピュータも何もないときにできた通信法の中に、いわゆるオンライン、もしくはデータ通信、処理と一体となったものをひっぱり込むことができないという感覚だけの問題であると、私はそのように解釈しております。

いずれにしてもこの問題は一般の方に理解しにくいかも知れませんが、これはいっぺんやっておく必要があるのかという程度でございましてね。

ロ. 統合された情報行政の必要

河野 結局、ほかの方は遠慮しておっしゃらないんですが、コンピュータサイドに立って、コンピュータの使い方としてのリモート・バッジ、あるいはオンライン情報処理と考えてオンラインという言葉を使っているのが通産省です。これをとくに通信を重視してデータ通信という言葉、あるいは情報通信という言葉を使うのが郵政省なんです。

先ほどいろいろ公社や郵政省のあり方について申しましたが、経済界、産業界あるいは民間におけるこういったデータ通信業務に対するとらまえ方、問題意識というものが従来は希薄だったと思うんです。そこに民間側にも大きな問題がある。

と思うのは、いろいろ新聞などでは今後のいわゆるデータ通信、データ処理の分野が、アメリカの例をみましても、今後の産業分野において非常に大きな分野として成長が期待される。つまり将来の成長産業の最右翼にあるも

のだという記事も出ています。ところが日本の場合、新聞では経団連も、今後の産業構造上のあるべき姿、あるいはビジョンというべきかをいろいろ勉強していこうということが出ていますが、従来でも産業構造審議会があった。そういうものをみて今後の各産業分野の10年後、20年後のあり方をみて、それに即応していろいろと政府も必要な助成とか、指導というものを行っていく、そのために一つの青写真、見通しがなければならないということで産業構造審議会というものができた。その中において大きな位置づけを一日も早く行うべきじゃないか。これは民間側としても大いに努力していかなければ、これは通信は郵政省のこと、公社のことってなことで産業分野としてはいつまでも弱小分野のままになってしまう。これは民間側に問題がある。

志場 もう一つはね。外資の問題が出ましたけれども、外資対策は小手先でやるべきでないと思うんですね。国際化をはかり、自由化をはかるという国全体の動きの中で、しかも国際的に合理的であり、しかしこれは国会の場で論じたものでこうこうですよ、皆さん国際的な観点から批判して下さいというものをもって、規定する腹がまえで望むべきだと思うんです。のみならず、これはあるいい意味における競争条件の促進、ひいては国民経済全体のための発展というものとの関係で問題があると思います。私はまったく野放しにしようといっているんではございません。やるならば特別立法の条件というものについて、合理的に国際的に通るものはどんなものができるのか、独立の法律をつくってごらん。もし、どうしても自信がないというんならいさぎよくやめちゃうというくらいの腹でもってのぞまなければならない。一片の条文の中ではさみ込んでおくということについては、私は大いに問題があると思うんです。

塚本 ですから、その問題が出ると、いつも建前の答弁になってしましましてね、がっくりするんです。しかしわれわれ自身それに対応してきたかという、余りやってない。自分のことをタナにあげての議論になるが、この問題根が深いでしょう。たしかに通産省はいま情報処理振興を大いに言ってい

るが、過去にはそれ程一貫して力を入れて来なかった様に思う。どうしてもいままではハードメーカー偏重ですよ。最近ソフト、ソフトといい出しているけれども、まだ、助成とかに対して手の打ち方がおそくなっているわけですね。だから、ほんとうにわれわれもアピールし、政府がその気で育成しなければならんという気持ちになってもらうことだと思う。46年の開放のときに、ちょっと待った、電電公社さんがやられたら、それは情報処理の問題になってくると、そのときでも明確な態度があつてよかったわけなんですね。それがそのままスーッと通しているものですから、いまになると、電電公社が役務をやっていることが既成事実になっているので、よほど知恵を出さないと、この問題はデッドロックに乗り上げると思うんです。

志場 その前に私のいいたいのは、産業界におきまして産業構造審議会を受けて通商産業行政がビジョンのうえに進むのが遅すぎた、民間側でもそういった場においてデータ処理というか、通信というか、そういう情報処理産業の位置づけ、定義づけを含めて、日本経済、産業構造全体の中でこうあるべきなんだということで、経団連でも経済同友会でもけっこうなんです、そういうものが押し出されてくれば、これにふさわしい行政はどこでどうやるかということが出てくるんで、これがなくて単に役所相手のお願いや陳情でやっていると、どうもへんなことになると思うんです。ですから民間側というか、産業界にもまず問題はあると思っています。

大野 その点はたしかに業界は怠慢というか、消極的でしたね。

塚本 だから、みんな尻に火がついて気がついてみると、がんじがらめになっていて二進も三進もいかなくなっている。

大野 そうなんです。だから私は、業界もあちらこちらと顔色をみることばかりしないで、もっと業者の自主性、主体性を考えなければいけないといっているんです。

河野 お話にも出ましたけれども、いわゆる情報処理業界だけの問題ではなくて、通信回線の数からいっても95%は一般企業が使っているし企業全

体の問題ですね。やはり全体で考えなければいけない。ところが情報業界でも一般企業でも決められたことだからしょうがないと、料金でも制度にしてもね。しかし、現実には自分たちがプロジェクトをつくる時になってはじめて、非常にあっちこっちへぶつかる。計画して何年もかかるという不合理さがわかってくるわけです。ユーザー協議会は一般のユーザーの集まりですので、ああいう提言を発表すると同時に、会員以外にも呼びかけて、現在30社くらい。なるべく早く一般企業100社くらい連名して、経団連、国会にも提言していきたいと思っております。

志場 資本自由化をやったところは内閣というか、政府というか、ほんとうに国民全体だという意識があって、官民あげていろいろ議論されましたね。ほんとうはその程度の取り上げ方が盛りあがらないといかんくらいの問題だと思えるんですけどもね。

河野 28年の議事録を見ましたら、野党を含めてほんとうにそのころは日本はもっとまじめだったなと、つくづく思うような議論をしているんですね。それから45、6年も稲葉先生を中心に激しい情熱的な展開があったと思うんですが、それだけのエネルギーを今後民間が持つかどうかですね。

大野 立場が多少ちがうので見解の相違があるかも知れませんが、塚本さんがさっきいわれたように、外資企業に比べて、日本の情報処理業者はまだ弱いので、国内回線の開放については全然異論がないが、外資に対してはなんらかの歯止めがないと困るのではないか。TS業者とか、データバンク業務をやるところは非常に心配しているようです。

志場 ですからね、先ほどいいましたように、資本自由化のときもそうでしたが、第一次、第二次、第三次と含めて、大体年次目標があって、それでコンピュータとかが残りましたが、そのようにいまずぐ100%自由にしてしまえということは申し上げてないんで、もうちょっとレベルの広いところから問題をはっきりとらまえて、これはこうだから、これは何年のちまでどうするんだという議論をオープンにきちっとすべきじゃないかという気が

するんです。そうしないといわずらに外国に対してもフラストレーションを
起こさせる，日本において問題意識がはっきり自覚されないということですね。

3. 現行回線利用制度見直しの必要

田中 制度のところで、要望対照表の7番目のところに——ここでデジタルもいっしょに論じていいかどうかわかりませんが、これに対して要するに現行制度は見直す必要があるということではほぼほとんど同じです。

それで、回線利用制限の見直しが必要であるという点では、議論の必要もないということで、省略させて頂きたいと思います。

4. デジタル網の運営者

田中 データ通信会議ではデジタル網に関して独占事業者だけでニーズを充足できるかどうかという意味合いのことがあります，ちょっと意味がわからなかったので，事務局から公表資料に基づいてフォローされているデータ通信会議の議論のあらましを披露して下さい。

〔事務局注〕

ディジタル回線網サービスの運用者は、はたして誰であるかという設問に対して、『データ通信会議報告書』では、つぎのような指摘がなされている。

「データ通信サービスの導入にあたっては、多様な利用者の要望に対して既存通信業者だけでは応ずることができぬため、独占を廃し、一般の企業（民間）によるデータ通信サービスの提供をも認めることになった。新しい（ディジタル）通信網においても、データ通信の多様性に対応して種々の機能を提供すべきものと考えられることから、これに従来の通信事業者（電電公社、国際電電）だけで対応できるか（あるいは、この分野においても、一般の民間企業の参入を認めるか）どうか問題がある。例えば…米国でも、データ通信のための通信網は…同一地区に複数の業者を認めている。」（同報告書42ページ、カッコ内は、事務局による注）

文言の上では、断定的な表現をとっていないためもあるが、このくだりは、報告書中에서도意味のわかりにくい箇所だという批判がある。

しかし、会議関係者によると、会議の過程における各メンバーの発言の趣旨は、この報告書に反映されたものより、はるかに鮮明だった。

会議の正式メンバー全体の意見は、あきらかにディジタル通信回線網サービスの分野については、いわゆる附加価値通信事業者（VAN）の存在を認めるべきだという点で一致していた。

この部分の論議の発端は、まず、「電電公社や国際電電が、近く実施しようとしているDDXあるいはVENUS業務が、軌道に乗り、ある段階まで普及してしまえば、ディジタル通信はすべて、このような公衆通信事業者の提供するサービスで用が足りるはずである、特定回線の必要性も終極的にはなくなる——という意見があるが、どうか」という設問から口火が切られた。

これに対して、委員は一律に「ノー」と答えた。その論拠は、おおむね、つぎのようであった。

まず、第一に、公衆通信事業者（公社、国際電電）の行う附加価値サービスには、当然、附加機能のレベルについて一定限度の制約、自制があるべきだという主張が強調された。

公衆通信事業者の一般的任務は、法制上もはっきりしているように、広範囲の利用者に対して「あまねく、かつ公平に」サービスを提供するのがその主眼である。一方、ディジタル

通信、交換に必要な附加機能は、個々の利用者ごとにきわめて多様であり、中には特殊な人たちの特殊なニーズに対応するものがある。

このような多様で底の深いニーズに対して、単一のサービス・システムで、そのすべてを、いつ、どこでも、満足させようとしたら、そのシステムの建設や運用には、非常にムダな費用がかかるのは当然である。もし、このような、特殊ニーズにも応えられるように、システム全体の附加価値レベルを高めるためにカネを使い、そのコストを、利用者全部に割り当てるようなことになったとすれば、これはあきらかに「一部の利益のために全体の負担を強い」わけであって、公衆サービスの本旨に反する。

したがって、公社などの行う、データ通信網サービスの附加機能領域は、一定の限度で抑えるのが正しい。それ以上の特殊なニーズについては、ユーザー側が、公社の行うデジタル網サービスや、あるいは従来どおりの専用線の上に、自分自身の手で機能附加を行って利用するのが建て前であろう。

さらに、そのようなユーザーの需要に応じて、公社から回線を借り、これに必要な価値附加を行ってサービスの再提供を行おうとする事業者が出たら、これは認めるべきだ。これが、第一の論拠であった。

第二の論拠としては、多彩な技術革新の発展を保證せよという立場からの議論があった。デジタル通信・交換網における一般的効率アップや多様な価値の附加について、これらを、すべて公衆通信事業者（日本では完全独占事業者でもある）の技術力にだけ依存させると、独占の立場の陥りやすい画一性に災されて、その全面的開花にブレーキをかける恐れがある。電信・電話のように、全域にわたって一様な技術的整合が要求されるものとは違い、データ通信においては、多くの技術方式が、並存、競合することにも積極的なプラスがある—という立場からの議論であり、これも結論としては、公衆通信事業者以外にも、利用者ないし民間専門業者による、自由な附加価値サービスの展開を是としたものである。

田中 それはこういうふうに考えるわけです。技術的な角度からのいろいろな議論だったと思うのです。制度的に考えると、次のような問題が提起されているのかどうかということをお尋ねしたい。デジタル網の担い手としてコモンキャリアだけでは足りないとしめすと、それは行政管理庁の言葉でいえば“準公衆通信事業者”——そういう制度の妥当制、必要性を正面切って提起されているのかどうか。要するに日本で電電公社あるいはKDD以外に、まったくのコモンキャリアではないけれども、特殊な通信事業者を認めようということまでのご意見を含んでいるのか……。

事務局 次のようなニュアンスだといわれます。

〔事務局注〕

報告書では、あえて「附加価値通信事業者」ないしVANという表現の使用を避けている。これは、米国のFCCも指摘しているように、この用語のアイマイさからくる、無用な議論上の誤解、混乱を封ずる配慮からだったが、一面では、この結果、データ通信会議の主張がやや鮮明さを欠いて一般に受けとられたことは否定できない。

ところで、データ通信会議は、このように一般電気通信サービス（電信・電話）とは別に、附加価値機能サービス分野においては民間事業者の自由な参入を是とする見解（ややもってまわった表現ながら）を明らかにしたが、これをさらに進めて、附加価値の有無にあえてこだわらず、たとえば米国の回線「再販売」業者のようなものまで含めた、いわゆる「準通信事業者」まで、そのワクを広げようという結論かという点、そのへんの論旨はかならずしも明確でない。

ただ、これも、会議関係者の話によれば、委員の中には「準通信事業者」を一般的に認めるべきだという意見が、かなりあったという。

報告書の表面上の記述では、①従来のように、ほんのわずかでもメッセージ・スイッチングの行われる可能性のあるデータ通信システムはいつさい禁止しよう、とする態度への全面否定、②いわゆる「クリーム・スキミング」論への反ばく——等の主張を通じてこれまで絶対不可侵とされていた、公衆電気通信業務の公社、国際電電による完全独占という「聖域」に、あえて一步を踏みこんでいる。

しかし、結論としては「専用電信・電話的な使用を目的としない」システムについては…民間に回線の自由な利用、それによる自由なシステム設計を認めと——という表現にまとめられており、いったい「電信・電話」あるいは「…的」という表現が、どこまでの範囲を定義しているのか、かならずしも明確でない結果になっている。

公社の行う独占業務の範囲と、民間業者の参入を是とする分野とを、区分する境界線をどこに引くかについて、「報告書」は、「どのようなサービスを公社が提供し、どのようなサービスを民間にゆだねることが適切かの基本の方針について、サービスの計画段階において国民的コンセンサスを得るようにすることが望ましい。これは、公社のサービス提供領域を明らかにすることによって、事実上、公社がどんどんそのサービス提供分野を広げてしまうことを抑制し、民間情報通信業者のサービス提供分野を確保するために効果的であると考えられる。」と述べている。

データ通信会議では、あえて、この段階では結論を出さず、国民のコンセンサスを得られるような討議の場（官庁、民間業者、学識経験者、消費者などによる「審議会」を明らかに想定している）に、その検討と決定をゆだねた形になったのである。

田中 このデジタル網の運営者をめぐり、いま承ったようにデータ通信会議では、正面切って準公衆通信事業者が必要だとおっしゃってるわけではないのですが、論理的にはそういうことになるんじゃないか。ところで準公衆通信事業者といってもいろいろな意味合いがあるようです。ただいまのお話は、コモンキャリアから借りた回線に特別な附加価値をつけたサービスを行うものとしての準公衆通信事業者——VANともいわれるもの、についてだったと思います。河野さんが、昨年ご指摘になっておられますように、アメリカでは回線の再販売が自由ですが、附加価値をつける、つけないは別として、回線も自由に再販売できるサービスといいますか、制度といいますか、日本での必要性はどうか、このへんについてのご見解も承りたいと思います。

河野 事務局的に解説申しますと、協議会としては一般ユーザーの集合体

なんですが、たまたま幹事お三方が情報通信業出身なんで、意識的に情報処理業の立場を抑えているわけですが、そういうトーンを説明したら、一般ユーザーからはVANまで主張すべきじゃないか、そういうデータ回線サービスを専門とする業種ができることが電電公社の回線料金を引き下げることにもなるし、基本的にユーザー全体の利益にもつながる。現実にはアメリカの例をみてもデータ通信に使う電話専用線あるいは電話料そのものも日本の数分の1ですね。そこへそれを利用しての米国の通信業者はさらに安い値で売っている。それに対する対抗策としてATTもほかの専用料金以外にデータ通信専用回線料をさらに安くしている。その結果現在現実にはデータ通信に使われている回線料金は日本の十分の一といってもいいと思います。

しかし、共同使用、他人使用というものを全面的に自由化すれば同じような効果が生まれるんじゃないかということで、提言の段階ではああいうふうになっている。

ただし、この次に、ユーザー自体が体験していることから第2段階の提案をしよう、時期的に「振興法」が出てくるときになれば、それに対する具体的な発言ということにもなるであろうと思います。2段階で提案していこうということになっております。そのときにVANといったことが一般ユーザーから逆に出てくるかも知れません。

志場 そのときに私はいつも思うんですが、このことでどうして公社は反対するのか、そこがどうもわからないんです。

もう一つは「なぜ」という議論がよくわからんことと、それからテレビでは多重放送を認めていますね。余っているところがあればいいじゃないか、やるべきだと。これは省資源問題もからむわけですね。つまり回線を24時間通じて効率的に使おうということですね。これは国益とかで当然であって、公社もそうだし、それでペイすればもういいんですね。なぜ回線能力の間げきをぬってこまめに利用してゆこうということが、なぜ公社の利益と反するのか、すると公社はなんのためにできているのかということに戻っていくん

ですが、何故公社が当然反対するのでしょうか、そこが非常に疑問なんですよ。公社が競争関係に立つ私企業の意識でものを考えればそれはいろいろあるでしょう。が、私企業じゃないんですね。国鉄でもお客の少ないローカル線が高ければ民間のバスが出てくる、自営のトラックが出てくるのはあたりまえですね。そこで自ら競争条件があつて国鉄はその線がいののかいらないのかということになる。ところがいまの場合は公社はペイしたうえでの話なんですね。だからなぜ反対するのかわからない。ほんとうはそういうことの問いかけをまじめな意味でやっていかないと物事がまちがった方に行く。

塚本 簡単に考えるとそうですが、モノポリーの方が商売しやすいからですよ。

志場 しかし、だれのための商売ですか。

塚本 だから根本的にちがっているんですよ。ちがったものをわかろうとするからむずかしくなる。

志場 しかし、いまの場合はもうけを取ろうとしているんじゃないんですね。

塚本 もうけるんでなくても、いま赤字を補てんするのに一生懸命ですよ。そして沢山人間をかかえているでしょう。

志場 だが、線に関する限りは収支率は6割ぐらいなんだし、それを再販したからとて東京——大阪間の料金は取るものは取っている。

塚本 独占的に採算を度外視してもやって、一方では人間をたくさんかかえているでしょう。

志場 公社は公社の立場から東京——大阪間は全体のためにある料金でやっている、それでしめたとばかり、たとえば民間業者もバカに高い料金を設定してうんと利潤を得ているということであれば、それを規制するということもわかる。しかし公社が回線能力をわざわざ無駄に使えというのはどうしてもわからないんです。

5. ヨーロッパの回線利用制度

田中 制度について従来はアメリカは別としてヨーロッパでは日本よりもきびしいということが、開放の意見への反対意見としていわれていたのですが、昨年に武田さんもご参加になった視察団が、ヨーロッパに行かれて見ていらっしゃり、どうやらそうでもないということだったようなんですが、その点ちょっと武田さんからご紹介願えませんか。

武田 ユーザーを大別して一般大衆と産業界ということで、一般大衆は電話電信、産業界にはデータ通信といったものに対して、設備から法律を改正してまで別扱いにしてネットワークを新しいものをどんどんつくっている。しかも電話と電信と自由に接続させる。そして料金ではそれぞれのところでそれぞれの料金を取り、利用したい人は得だと思えば使いなさいというところがみえるようです。従ってメッセージスイッチングが50%以上いけないんだということはドイツもフランスもはっきりと認可のときに制限としているが、フランスならばそれを業とするには損するようになりネットワークの料金を安くしている。それから産業界のためにはたとえば専用回線にしる、使えば使うほど安くなるというディスカウント制度がはっきりしている。土曜、日曜なんて時間をはずれると20%ぐらい。そうでない時間は60%ぐらいという、使った人にはリベート

を出すという考え方があって、産業界を育成しようという姿勢がみえている。従って、いまの一般大衆に有利にするという見方は少しちがうんじゃないか。国益のためには産業の発展に資するための設備なり制度なりを考えているという面がちがうんで、そういうことでヨーロッパはP T Tはガンとして独占的なことはやっているといわれてきたが、中身はそうじゃないんじゃないか。だから日本がもしまねをするのならば少なくともヨーロッパの程度のまねをしたっていいじゃないかという考え方をもっと強調したいと思います。

大野 私は一昨年ヨーロッパの同業界を回ってきたが、制度の問題はほとんど出なかったですね。どこでも出たのは料金が安いということでした。高いからオンラインを積極的にやれないということをあっちこちで聞きましたね。

武田 それは知りませんが、私はそういう印象でしたね。日本と比較して高いのか、安いのかは、現在資料を勉強中なのですが。

河野 イギリスはアメリカより安いし、ドイツは見方によってどうかというところですが、別に規制とかはないですね。

武田 これはP T T側からしか聞いてないんでわからないんですが、要するに利益のあがった分はディスカウントのほうに回すということ——どこまでほんとうかわかりませんがね。

河野 料金が日本並みのドイツはコンピュータを含めて遅れていますね。

武田 そういう感じはしますね。たとえばメッセージスイッチングの問題で、やるならばやってみろ、ただし公衆網をセットしてやるから、自営か公衆網か、公衆網が得だという施策は意識的にやっているのはみえますね。

河野 P T T自体が売り手として収入増加のテクニックを使っているということは当然あると思うんです。同時にユーザーサイドもINTUG(国際電気通信ユーザー・グループ)のような国際的な団体により、ユーザーの利益を卒直に述べていく。それをE Cとか国連もむしろ歓迎して奨励している。

日本の場合はいままでやられ放しできたが、企業悪論に負けずに、真の国益は何かを考え、またオンラインか、データー通信か、用語は別として、その発展は国民にとりほんとにプラスになるんだということを遠慮せずにいう団体が必要だろうと思う。ほかは遠慮なさっているというんではありませんが、そういうことで純粹にユーザーだけの結集団体であるようにユーザー協はつとめているわけです。

6. 回線料金

田中 回線料金問題についてお話し願う前に、ちょっと数字だけ報告申し上げます。ご案内のように、公社の「データ通信収支」は、ほんらい「データ通信設備サービス収支」——DRESS, DEMOS, 各種システムなど情報処理サービスに関する収支——と、「データ通信回線サービス収支」——特定通信回線の純粋な回線賃貸料収支——から成り立っていますが、その内訳は過去に2回だけしか発表されていません。48年と52年度。48年度ですが、いわゆる設備サービスの収入が186億円、回線サービス収入が156億円です。以後これがごっちゃになって、52年度が昨年発表になって設備サービス収入が616億・回線サービス収入が426億です。損益では設備サービスは48年がマイナス293億、52年が503億の赤です。回線サービスは48年が50億の黒、52年142億の黒です。この142億の黒は——回線サービスの収支率として67%で48年の68%とほとんどかわっていない。ただしこの収支率は53年度には53年4月から約32%の料金値上のため52%強とものすごくよくなります。いわば人件費から償却費全部除いても48%残るという勘定になるわけです。料金その他で武田さんからご発言がございましたら。

武田 私としては、とにかくもうかったものは還付すべきだということですが。こういう考え方はしかられるかも知れませんが、産業というものが一般

大衆に還元していく、そういう部分に一部使うことは目をつぶろうと、たとえば赤字を一部埋めるようなことがあっても多少はいいじゃないか。しかし、自分自身のほうにももうかった分については料金のディスカウント、つまり最初の設備というものはある規模に決まっていながら、最初の頃は利用者が少なく、だんだんふえていく。当然利潤は大きくなっているはずですから、ある時点からは料金の引き下げをするかっこうは当然ではないだろうか、そんなことを考えています。

田中 大野さん、料金の点でございませんか。

大野 ユーザー協議会に全面的に同意します。

7. 回線料金の新設変更手続

田中 さっき大体いい尽くされてますが、志場さんをお願いしたいのは、回線料金の新設変更手続の問題があります。現在、特定通信回線（専用線）は郵政大臣の認可料金ですが、認可料金制は認めるとしても、一般の公共料金というものが公聴会とかいろいろ手続きがきちんとしています。それが形がい化しているかどうかの議論は別として、少なくとも関係者の意見も必ずきく手順を経た手続が明示されているということは重要だと思いますが、その点を一言お願いできたらと思います。

志場 その点は非常にいままでむりだったというか、いままでの料金は一般電話料金が90何%の関心事であって、それが国会で議論される。それにくらべて認可料金というものは実際が大きな問題になってきたにかかわらず、手続き的にきわめて不備であったといわざるを得ない。だからこれを法定にすべしということは必ずしもこだわらないが、むしろ逆に国鉄料金やタバコの値段をいままで国会議決事項だったのが主務大臣の認可とかいうものにして弾力性を持たせようという方法もあるわけですから、それ自体はだから法定にあげろということにはならないでしょうが、しかし、そのように認可料金の高さというものよりも、持つ影響度の重要性が国民経済的に影響が深刻かつ広範に及ぶ問題になってきていることに即応した手続きにすべきだとい

う感じがします。従って、それはいろいろ関係の各官庁が出てくるんですから、そこを政府としていろんな立場からの議論をされるべきであるし、またその過程において一般のユーザーの議論もすべきでありましょう。その前提として、このところいろいろ議論が出てきたので、やむを得ずという形で、いわゆる公社の経理の区分ですね。サービス部門ごとの区分、あるいは計算の内訳というものがポツポツ出るようになったが、これすらいままでまるでダンゴにして1本であった自体、また、値上げに都合のいいときだけ、ある部分の収支を示すというやり方ははなはだおかしいのであって、もう少し経理をオープンにして、合理的な料金というからには、そのコストの中身が十分に審議、批判、理解に耐えるようなものにまずするということからはじめないと、ただ、ユーザーが安くしてくれといってみるだけで、いってもつまらんというようなことに結びついてくるので、そういうことをもっと公社に義務づけて、一般の批判がしやすい材料をオープンに提供する。それに基づいて一般が議論する場をつくり、また政府は政府なりに全体として議論して、合理的な料金にすることは、いまさらというよりは、これは当然のことなんでしょうが、いままでの郵政省の認可料金に関する限りは、他の一般の公共料金にくらべて遅れていたということだったと思います。

8. 世論反映の場

田中 各団体の要望を拝見しますと、データー通信問題に関して、世論あるいは関係者の声を反映する場、将来計画を審議する場、などについて、少しずつニュアンスのちがったご要請があるように思われます。新しい審議会を必要とするご意見もありますし、むしろ非公式な苦情処理機関を望むご意見もあります。ここでは見うけられませんが、現在の審議会の活用でよい、という意見もありうるかもしれません。このへんについて一寸補足願いたいと思います。

志場 先ほど申した中に郵政審議会の中の通信部会で参考人として意見を述べる機会を得たということを申しました。同時にそのことが全く問題にもされなかったということに合わせて申し上げたわけですが、形はいままでの郵政審議会あるいは通信部会という古い皮袋に酒を盛ってもいいんですが、一般の問題意識としては、従来の袋の中には新しい酒は盛れないのではないかという気がします。

9. 不公正競争問題

田中 いわゆる不公正競争問題とは、回線提供業者である公社は自ら情報処理サービスもなさっているが、民間でも情報処理業者が営業を行っていて公社から回線をお借りする場合があります、その場合は公社の審査を受ける、これは少しおかしいのではないか、公正を欠くのではないか、という問題であります。

そこで問題に立ち入る前に、回線を用いた情報処理サービス、いわゆる情報通信サービス（データ通信設備サービス）またはオンライン情報処理サービスおよびオンライン情報提供サービスの規模を報告申し上げておきたいと思えます。

通信白書によれば、昭和51年度末の公社の情報通信サービス端末数は、10,143、52年度末で11,240、民間の情報通信サービス端末数は51年度末11,343、売上げは公社・KDDの情報通信サービス（KDDのオートメックスを含めて）が51年度480億円、52年度616億円（KDD分を除く）民間のそれが51年度360億円といわれます。民間の数値は一寸多いようですが、完全な子会社で親会社の仕事のほか何もしていないという銀行系などの企業なども全部含んでいるので、そんなものかという気もします。

で、ここでご意見をいただきたい点は、不公正だという点がいろいろい

れますが、先ほど申し上げたように自ら情報処理サービスを行う公社は、民間の情報処理業者と競争関係にあることは事実です。そうすると、競争相手が相手の設備投資を認可とか審査している、要するに新日鉄が他の製鉄会社の設備投資を審査するようなものだ、という一点があるわけです。

そのほかにも、たとえば直営端末（公社が提供する端末機）の使用に際し、あるいは回線の使用契約に際し、債券購入を強制されるということは、民間業者ではお客が絶対に聞いてくれるはずはないから、公社として資金上非常に有利になるという点も不公正ではないか、こんな問題もあるわけです。それに対して、いろいろ解決策というか、公社は回線提供に徹して情報通信（データ通信設備）サービスを全廃せよという声から、ナショナルプロジェクトに限定せよとか、いろいろな意見があるのですが、そのへんについてご意見をたまわりたいと思います。

要するに官民の競合問題についてどうすればいいかということについて、ここでは基礎的な考え方が提示されているのですが、これも一言づつコメントを願えればと思うわけです。

塚本 私のところはあまり大きい意味で競合していないんですよ。ただ、建築関係がぶつかっているんで、こっちは逃げてますがね。だから私は電電公社に対しての基本姿勢は、公社のやるものはやらない。電電公社のやっていないことをやっていくんだということに徹していますよ。あんなマンモスと、まともに競争をしても勝てるわけがない。

志場 向こうが広がってくれば、こっちがすることがなくなっちゃう・・・。

塚本 ですから、ソフトを売ってくれといっても、向こうの買いたいというものは売りません。50年にもらった公社内の資料ですが、これにはデータバンクには出ていってはいけないと禁止事項になっていたと思います。しかしだんだんゆるんで来る。やはり46年の開放当時の原点に戻れということです。競合問題も常に原点に返って問題を議論しないとね。現時点で話をしているとナーナーになっちゃうと思うんですよ。はっきり書いているん

ですからね。

志場 電電公社があれだけのスタッフ、民間ではかかえにくいような多くの人数を全体のふところというか、図体の中にかかえて、その技術屋が、どうしても軍備が備わってくれば戦争をしかけたくなるように、進んだ技術を民間へどんどん開放していったということじゃなくて、自分でプロジェクトとして進めたくなくなってくる。そして、だんだん試験研究用、テスト用という投資が出てくる。それが独占だからどんどん料金で取ればいいということで行くと、民間ならば収益が期待できないような設備投資でもどんどん進行するおそれがあると思うんです。そこへもってきてもう一ついけないのは、公社といえども収支償うべきだという国鉄式議論ですよ。

公社はいままでの技術陣でどんどん戦争の仕方を進めてきた。飛行機を、大砲を、ミサイルをとってきた、それを収支償わなければいかんとなると、そこで商売の道をみつけ、その部門の独立採算性を保とうとすることになる。そういうことをいまのいろんな分野にジリジリと進めているところがある。だから塚本さんがいまおっしゃったように、原点に返って、技術陣は技術として研究し、それを民間にその分は適正価格で国の内外を問わず有料で売ってもいいでしょう。

もう一つの面は、設備投資というものをほんとうに押していかないと、やがては戦争になる。だから、そこを抑えないと。そういう開発的設備投資は原価に入れるべきでないし、それはそれ自体として民間に売って、広く開放していくようなね。かつて通産省がコンピュータ関係の共同研究のために補助金や奨励金の予算措置を講じたが、今度は民間業者の力は小さく十分に技術者を集められないときには国家のプロジェクトで技術開発もいいが、今度はその分はコストだけでもうけないで売っていく、民間に直接補助金はつけないが、技術を流していくということをするとかしていかないと、その根っ子をいまのままにおいて、情報業に出てくるのはやめてほしい、しかも部門ごとに独立採算性を取るべきだなんていうことが重なってくると、

だんだん恐ろしいことになると思う。そこを確認すると同時に、やり方を公社自体で方向をかえてもらわないと、この問題は絶えず出てくるんじゃないでしょうか。

塚本　ですから、さっきの赤字の原因がどこにあるかというときに、先行投資した設備の償却だけが原因ならば赤字でも公共的事業だからやらざるを得ない。しかし各種サービスなどをやるためもある人間を何千人もかかえ込んでいる上に、独立採算でやるんだということがまちがいでね。切るべきものは切っていかなければいけない。だから出るほうを止めないで、入るほうが足りないままでやっていたら、赤字国債発行と同じですからね。原点は四原則のところにはっきり書いている。(1)独立採算性堅持、(2)先導的技術開発の推進、(3)公共福祉型のプロジェクトの展開、(4)データバンク業務の禁止とね。この通り守っていれば問題ないわけなんです。われわれはこれを聞いたから安心していたんですよ。だから部門別独立採算の筈が公社全体の採算に置き換えられ電話料金を上げて、それでデータ通信のほうの赤字を補っているかっこうはおかしいじゃないか。電電公社の経営委員会が開かれても、『ドンブリ勘定で、わからない、わからない』と3年ぐらい前は押し通していたと聞いている。実際は48年ぐらいのデータを持っているんです。そのへんについてどこで、どういえばいいかということを考えねばならないと思うんですね。

田中　ありがとうございました。通信回線の利用をめぐり、ユーザーにはユーザーの立場、キャリアにはキャリアの立場、監督官庁にはそれなりの立場がありまして、目前の諸問題をみればなかなか解決が困難に見えるものも多いのですが、わが国における情報ネットワークの必要性や意義について、それほど異見はないものと信じます。今回の各界の要望が十分理解され、採るべきところは採られて、高度なデータ通信、オンラインシステムの建設、発展の基礎のひとつになることを期待したいと思います。

the same time, the fact that the same person can be both a subject and an object of a relation is not a contradiction.

It is true that the same person can be both a subject and an object of a relation, but this is not a contradiction. It is only a contradiction if the same person is both a subject and an object of a relation at the same time and in the same respect.

For example, a person can be both a subject and an object of a relation of being a father and a son. This is not a contradiction because the person is a father in one respect and a son in another.

Similarly, a person can be both a subject and an object of a relation of being a teacher and a student. This is not a contradiction because the person is a teacher in one respect and a student in another.

It is only a contradiction if the same person is both a subject and an object of a relation at the same time and in the same respect. For example, a person cannot be both a father and a son at the same time and in the same respect.

Therefore, the fact that the same person can be both a subject and an object of a relation is not a contradiction. It is only a contradiction if the same person is both a subject and an object of a relation at the same time and in the same respect.

In conclusion, the fact that the same person can be both a subject and an object of a relation is not a contradiction. It is only a contradiction if the same person is both a subject and an object of a relation at the same time and in the same respect.

資 料

IV 各界の回線利用制度・料金に
関する要望・提言

- 1 データ通信会議報告書（データ通信発展のために）概要
- 2 （社）日本情報センター協会の要望書
- 3 EDPユーザー団体連合会の要望書
- 4 電気通信ユーザー協議会の提言

1. The first step in the process is to identify the problem or issue that needs to be addressed.

2. The second step is to gather information and data related to the problem.

3. The third step is to analyze the information and data to identify the root cause of the problem.

4. The fourth step is to develop a plan of action to address the problem.

5. The fifth step is to implement the plan of action and monitor the results.

6. The sixth step is to evaluate the results and make adjustments as needed.

7. The seventh step is to document the process and results for future reference.

8. The eighth step is to communicate the results to the relevant stakeholders.

9. The ninth step is to review the process and make improvements as needed.

10. The tenth step is to ensure that the problem is resolved and the process is completed.

データ通信会議報告書(データ通信発展のために)概要 ---

昭和53年9月

本概要は郵政省電気通信監
理官室の諒承を得て掲げる。

1. はじめに

2. 基本的視点

(1) データ通信の位置づけ

ア. データ通信とはどのようなものか

電気通信は、従来、送受者間に一方的に情報が伝わる放送形式と、利用者が双方向に情報交換する形式（電信、電話 etc）に止まっており、前者は多くの業者による多元的運営が、後者は公社・会社により運営されている。

データ通信とは、距離的に離れたコンピュータ本体、回線、入出力装置などの伝送媒体を使用したデータの送信、伝送、受信及びその過程で行われる処理を一体としてとらえた概念である。

イ. 電気通信サービスにおけるデータ通信サービスの位置づけ

情報通信手段を分類すると、情報疎通サービス、情報管理制御サービス、情報応答サービス、情報配布サービスに分類し得る。データ通信の範ちゅうには、これら各種サービスにわたる種々のものが含まれる。個々のデータ通信システムごとにその機能を把握し、その機能ごとに現在の秩序との整合性を考慮することが必要。

(2) データ通信の発展とその重要性

ア. 我が国データ通信の現状

昭和51年度末におけるシステム数は約2,000であり、また、公社・会社・民間情通業者の提供するサービスは、昭和51年度末において140システムである。

イ. データ通信の将来の発展の方向

企業・産業分野においては、今後とも製造業、金融業の利用が大きい。また官公庁、サービス業の需要が高くなると予想される。その利用形態についても、単一機能システムから総合システムへ発展するとみられる。データ通信の利用技術の面からすると、従来の閉鎖的シス

テムから複数のコンピュータを結合し、ハード・ソフト・データベース等を共同で利用できるようなコンピュータネットワークを形成していくものと思われる。

ウ. データ通信の重要性

データ通信は、企業・社会活動の効率化・高度化・科学文化の向上国民生活の利便の向上に極めて大きな役割を果たしており、またコンピュータ産業、通信関連産業、ソフトウェア業等広範な分野の上に立つ高度なものであり、付加価値性の高いものである。

(3) 施策の必要性

ア. データ通信の秩序

データ通信の役割の重要性、多種多様な需要に応ずるため多彩な開発を促すことの必要性、技術開発・資本参加の両面から民間企業の創意工夫の活用が必要、公社・会社の長年にわたる技術の蓄積の活用が必要等のため、46年の公衆法改正では、公社・会社の他に民間企業の参入をも認めた。

公社・会社の既存のサービスの独占を守る規定が、データ通信にも反射的に適用されてきたことは問題である。これは従来の規定がシステムの一部についてなされ、システムの全体の機能について行われていなかったことによるものである。

現在「通信」と「処理」はますます融合の度を強くしシステム全体として一つの機能を果たすに至っている。

イ. 施策の必要性

第1にデータ通信技術の高度化を計る必要がある。このためには技術者の養成、国家標準の整備、データ保護及びその責任体制についての合意を得ることが必要、第2に、民間のデータ通信業の基盤整備が必要、第3に通信回線の利用制度及び料金についての施策である。これらの施策は国家的な見地から行われるべきであり、国民的合意の下

にその基本方針を設定する機関を設けて推進すべきである。

3. 問題点の分析と評価

(1) 技術上の問題点

ア. 技術開発

㌦ コンピュータネットワーク構築に関する技術

分散処理技術・異機種コンピュータ結合技術等については十分な開発がなされていない。

これらの技術の中には多額の資金や高度の技術力を要するものが少なくなく国の助成策が望まれるとともに国家的レベルの開発や開発計画の策定などが望まれる。

㌦ データベースに関する技術

現在、分散配置されたデータベースの利用技術は存在しないが、その開発に当たっては分散するデータに自由にアクセスする技術、データの完全性の確保等の問題があり専用データベースマシンの開発が必要となっているが、前項同様の理由から国家的見地に立った開発・助成が必要。

㌦ 日本語情報処理技術の開発

現在、個人生活レベルでのデータ通信の出現等に伴い、漢字等の利用の技術を早急に開発する必要がある、端末でなくセンタに漢字ファイルを持たせる技術の開発等の施策が必要。

イ. 標準化

今後のネットワークを健全に進めるためには、標準化が必要である。標準化推進体制がしっかりする必要がある。(現在必ずしもうまくしていない。)標準化に当たっては、長期的視野と技術革新のフィードバック、既存システムへの配慮、国際的動向への配慮が必要。

ウ. データ通信技術者の育成

総合的な技術力をもった技術者の量的・質的不足という現状がある。

技術偏在のある現状では自社内教育による育成には限界がある。そのためデータ通信技術者の特性をよく踏まえた専門の養成機関の設立、大学教育の充実、データ通信技術士の認定・資格制度について検討する必要がある。

エ. 技術の移転

我が国は技術の移転が活発でない。我が国の風土を考え、人的移動を伴わない技術の移転、例えば開発技術の公開・国家的プロジェクトへの民間人の参加などを図る必要がある。

(2) 社会的問題点

ア. データ保護等

(ア) データ保護の意義及び必要性

データ通信システムの機能の重要性は、障害時の被害の大きさに結びつくものであり、健全な普及のためには、信頼性の向上が要請される。今後、プライバシーの保護をも含めて、一般のコンセンサスを得られるようデータ保護対策について検討すべきである。

(イ) データ保護のために講ずべき対策

技術上考察すべき方法として、システムの分散化・階層化、暗号化／解読法などあげられるが、対策も、実際上は経済性との兼ねあいから画一的なものとはなりえない。したがって、発展途上のデータ通信としては、一律的な規律より現実的な対処が望まれる。マニュアルの作成頒布。運営当事者の自己規律の向上が肝要。

イ. 責 任

データ通信システムにおいて障害が発生した場合、その原因の究明が困難であり、早期復旧のためには明確な責任分界を設ける必要がある。また、障害時に発生する損害を補償するルールを明確化する必要がある。

ウ. 監査、牽制体制

データ通信の普及に伴い、信頼性の保証をどのような形で実現するか、認定された監査人による評価、運営当事者内におけるシステム監査体制の整備・充実などのほか、今後は、マニュアル作成、監査ツールの開発などの課題の検討が必要。

(3) データベースの開発・普及

データ通信の普及高度化のためにはデータバンク及びデータベースの開発が必要であり、データベースの自由且つ潤沢な利用が要請される。

データベースの利用については日米間格差は極めて大きい。この格差を埋めるため二つの方向がある。

第1は、海外データベースへの自由にアクセスしうるような手段を利用者に提供すること。このためには、安価かつ高速の国際回線の提供が前提となる。

第2は、我が国におけるデータベースの構築である。これには米国のとってきた方針が参考になる。まず、政府がもつ統計資料のコンピュータ可読型媒体による積極的公開。次に、政府自体の、データベース形成に対する投資。更に民間機関のデータベース作成に対する助成がある。

(4) 回線利用制度の問題点

ア. 回線開放までの経緯

イ) 現在までの経緯

昭和46年の公衆法改正以前は、公衆電気通信網に電子計算機を接続して行うデータ通信は禁止されており、また、専用線を用いる場合にも、他人の需要に応じてデータ通信サービスを提供することは認められず、企業グループ等が行うデータ通信も極めて限定されたものであった。

ロ) 46年法律改正の考え方

データ通信を新しいタイプの電気通信として公衆法に位置づけ、公衆電気通信役務の独占という電気通信秩序とデータ通信の発展と

の調和を図るという理念のもとに、回線利用制度が制定された。一の電子計算機と一の入出力装置との間に終始するデータ通信（行って帰って来い）について、電信電話に支障がない限度での公衆電気通信網の開放。専用タイプについて、特定通信回線を設け、共同使用の範囲を拡大した（メッセージ交換は禁止）。

(ウ) 当時の世論の評価

データ通信を行おうとする産業各界の要望をおおむね満たすもの。

(エ) その後の動き

技術革新とコンピュータネットワーク化形成の動きがみられ、メッセージ交換の禁止や共同使用・他人使用の制限の緩和・撤廃、相互接続の自由化等の要望が起っている。これに対し、51年、他人使用基準の緩和の改正を行った。

しかし、個別システムから総合オンライン化・一貫オンライン化の動きや、端末のインテリジェント化、集中処理と分散処理の機能的併合による効率化指向等を反映して、現在の回線利用制度上の制限の緩和や、メッセージ交換のみを目的とするシステム以外は全く自由にすべきであるという意見も出ている。

(オ) 最近の世論

・昭49.9 行政管理庁の勧告

特殊な地域、通信形態、特殊分野において、公社・会社以外の通話事業者が他人の通信を媒介しているが、これらの運用主体をどう考えるか、独占的に実施する業務の範囲の再検討、また、公社・会社のデータ通信サービスの対象分野の明確化、データ通信回線利用制度の見直しを内容とする。

・昭50.4 ユーザ団体等の要望書

オンライン・システムの概念整理と回線利用制度の緩和の要望。

・昭53.6 公企体基本問題会議の意見書

公社が積極的にデータ通信サービスを行う理由に乏しいが、技術革新、将来の発展、資源の有効利用に資する面から総合的に考察して、公社が行うことは適当。しかし、民間との公正競争関係を実現することは不可欠。

・その他

日本情報処理開発協会の調査・報告書などでも、回線利用制度の緩和の要請がある。

また、回線利用制度のタブー化（公衆電気通信事業者に対する利用者やシステム設計者の立場が弱い）と利用者のシステム設計思想の自己規律（現行制度の枠内でシステムを構築する）が働いており、公開の場で議論する機会が不十分であった。

イ. 現状の分析

回線制度上の不平・不満の背景としては、第1に、現行の回線利用制度がデータ通信システムの発展状況に十分対応できない制度であることである。それは、現行制度は、データ通信システムを回線の利用の側面と電子計算機の本体というハード的な側面とからしかとらえていないことによる。第2に、競争の一方当事者が回線の利用につき一次的審査権を持っていることの不公平であり、公正競争の制度的保障を欠くことによる。

FCCは、データ処理やその他のコンピュータサービスについて、「コンピュータ／通信調査」を行い、関係各界の意見を求めた。1971年の裁定でデータ通信の定義を定め、その公正競争を確保した。FCCは、更に、政策決定手続面の公正さを保障するため、第三者機関的役割を果たした。

ウ. 回線利用制度を論ずる今日的意義

第1に、データ通信のように、技術の革新によって高度化、効率化する余地の大きな分野については、一般の創意・努力の促進、自

由な設計思想の発露がなされるような体制を築く必要がある。

第2に、データ通信は、多面的機能をもち広い領域の電気通信を包括したものである。したがって、回線利用制度については、電信・電話にひきずられた形でデータ通信を一律に規制すべきではなく、それぞれのタイプ、公益性の程度に応じて現行制度との整合性を求めることが必要。

「通信」と「処理」が融合したものがデータ通信であり、その「通信」の機能を分離してクリームスキミングを論ずることは誤りである（メッセージ交換の禁止についても同様）。

エ. 今後のあり方

データ通信については、システムの機能のごとく一部分をとらえるのではなく、システム全体の把握を行う必要がある。また、公正競争の確保という理念から、一方の競争相手の回線利用の審査に関与する制度は排除し、電気通信秩序の確立は行政庁が国民に責任を持つ制度をとるべきである。

以上の条件を整備するためには、公衆法とは別な法制で秩序確立を図るべきであり、そこでは、データ通信分野における公社・会社の位置づけ、未発達なデータ通信システムの育成等の基本的問題を論議する第三者機関の審議を経て、誤りない基本方針を樹立すべきである。

オ. 料金制度上の問題点

(ア) 問題点の指摘

データ通信の発展のためには、現行の料金体系（遠距離の場合、諸外国に比しても格段に高い）を見直す必要がある。

(イ) 現状分析

現在の特定期間回線料金体系は、電話料金を元にして決定されている（近距離は安く遠距離は高い）。

デジタル通信技術の発達は、アナログと比較して、極めて安く

情報を提供することを可能にした。

(ウ) 施策の方向

データ通信の振興の立場から、デジタル技術による設備構築を電話の料金体系から切り離して、別体系とすることが望ましい（デジタル設備については、国が財政援助をすることによって、電話加入者の利益との調整を図る必要がある）。

(5) 新しいデジタル回線網

ア. 現 状

各国において新しい通信網を建設しようとする動きが現れてきた。我が国においても新しい通信網の建設に着手した（国内網としてDDX，国際網としてVENUS）。

イ. 問題点とその分析

(ウ) 既存サービスとの関係

新サービスが全国に普及するまで、長期にわたって既存サービスと共存することを考慮すると、既存サービスとの調整が必要。

(イ) サービス提供主体

多種・多様のニーズを充足するため、新データ網についても、独占事業者だけでニーズを充足できるかどうかは問題である。

(ウ) 機能分担の問題

新しい通信網と利用者の電子計算機の間で、通信に関する機能をどのように分担するか明らかにする必要がある。

ウ. 評 価

新しいサービスであり、利用者やメーカなどに意見を述べる機会を与えて、国としての方向づけを誤らないようにしなければならない。

(6) 情報通信業の基盤整備

「情報通信業」とは他人の需要に応じ、業としてデータ通信を提供する事業である。現在、公社・会社の他70社ほどの民間企業がこの事業

に従事しているが、米国などに比し情通業の発展は非常に立ち遅れている。

今後解決を迫られる問題点として、第1に、情通業に基盤を置く企業は少なく、採算が合わないため外資に席捲される恐れがあること。

第2に、公社の市場占有率が高く、民間業者の伸び悩み（偏ばな供給体制）があり、情報通信利用の多彩・多様な発展が遅れていること。

ア. 独立事業者としての地位の確立

情通業の発展を阻害する要因は、データ通信一般の問題と共通である。これらの阻害要因について、方策の早急な現実化が望まれる。

残された課題は、第1に、日米事業者間格差の解消、第2に、情通業者の社会的地位の確立強化がある。第1の点に対する施策として、技術面でのキャッチアップ、経営基盤の確立が必要である。具体的には、技術面については、公社・会社に集約化された技術の民間移転の促進や外国技術の導入などが考えられる。経営基盤の面については、先行投資を可能にするような体質への転換や、そのための環境整備、行政的誘導策（税制面、財政援助等）などである。有限資源としての回線の開放については、一定の能力と資格（プライバシー、データ保護等の条件も当然はいる。）をもった事業者が限定されるべきであろう。このような選定と淘汰の中から、この事業分野に合理的な秩序の形成も考えられる。それによって中核的事業者群の創設を促し、これらのグループと公社などが、協調と共存関係の中で切磋琢磨することが、国際資本に対する最も健全な対応策である。

イ. 公正競争条件の確保

公社のガリバー型寡占に問題があるが、調和のとれた情通業の発展の中で、公社がどのような積極的役割を果しうるかを検討すべきである。第1に、独立採算制の確保である。第2に、公社のサービス提供領域については、基本的方針について一般のコンセンサスをえること。

これは、公社がどんどんそのサービス提供分野を拡大することを抑制し、民間情通業者のサービス提供分野を確保するため効果的である。第3に、公社に集約された技術力と技術蓄積の成果を効率的速かに移転させること。第4に、営業面、事業経営面でも、民間事業者との間に積極的な協調、協同関係を確立すること。具体的には DEMOS との相互乗り入れ、「卸し→小売」の関係などである。

4. 具体的施策

(1) 回線利用制度の見直し

回線利用制度は、データ通信の発展のため重要な要因である。データ通信は広い領域を含むものであり、一律的規律でなく、それぞれの通信のタイプによって規律されるべきである。また、ネットワーク化の要請が強いことから、回線利用制度の見直しが必要とされる。この場合、そのシステムの機能の一部をとらえるのではなく、システム全体を把握し、専ら電信電話的な利用を目的とするもの以外は可能な限り自由にする必要がある。基本的には、公衆法とは別法制のもとに、学識経験者の意見もとり入れ、国民的コンセンサスを得て、体制の整備を図る必要がある。

(2) 回線料金の見直し

電信・電話料金とは別個に、デジタル伝送のために、コスト主義に基づき、技術革新の成果をとり入れた料金の設定をすべきである。そのため必要な資金は国が援助する必要がある。

(3) 技術面及び社会的影響の側面について

ア. 技術開発について

データ通信の発展のためには、国産技術の開発が当面の重要な課題である。当面、①ネットワーク化技術 ②データベースに関する技術 ③日本語情報処理技術の開発が必要とされる。これらの技術の中には多額の資金が必要とされるものもあるが、これについては、国家的見

地から国の助成開発が必要である。

イ. 標準化

標準化の推進体制の整備が必要である。

ウ. データ通信技術士

データ通信技術者の地位の向上とデータ通信技術の普及、高度化を図るため、データ通信技術者について資格制度を検討すべきである。

エ. 社会面

データ保護についての自己規律の促進、誘導策や認識のレベルアップなど、制度・体制的施策を進めるほか、システム監査についても、マニュアルの作成、ツールの開発、研修制度などの検討に取りくむべきである。

(4) 情報通信業の基盤整備

ア. 事業者性の確立

情報通信業の社会的信用力の確立が必要。

イ. 運営基盤の確立

財政的基盤については、業者の自動努力と先行投資意欲を促進する税制・金融措置等の関係制度の整備が必要である。技術的基盤については、技術移転の促進、データ通信技術者の養成が必要である。

ウ. 事業性の確立

情通業の発展のためには、需給のバランスのとれた市場形成を始めるとする事業性の確立が不可欠。

ケ) 需要の喚起、市場の拡大

多種・多様なニーズに応えるだけでなく、潜在的需要をも喚起し、市場の拡大を図る事業体質をもつ必要性。回線利用制度の緩和により、新サービスの経済的提供が可能になる。データベースの開発普及により、新需要を生み出すことが可能となる。

ク) 公正競争の確保

民間データ通信業者の健全な発展のためには、公社・会社との公正な競争関係の醸成が必要。公社・会社のデータ通信サービス部門の経理の明確化、及びその提供すべきサービスの範囲についての国民的コンセンサス。

(4) 周辺環境の整備

技術基準、設備の信頼性の基準設定によって企業の信用力を高める他、データ保護等のための安全基準の確立やモラルの向上を図る必要性。自己規律の促進、研修制度、事故の際の責任の所在や範囲の明確化など社会的法律関係の整備。

(5) 第三のセクターの設立

データ通信発展のために技術の開発普及、更に情報通信業の基盤整備を図るため、国・民間の資金の総合力と官民一致の協力体制としての強力な第三セクターの設置の必要がある。

(6) 国の長期的計画の策定

技術開発、設備投資の効率化等のため、長期的総合的視野に立ったガイドラインを策定する必要がある。このガイドライン作成に当っては、民間のユーザ・メーカーの意見を取り入れる必要がある。公社・会社の新サービス計画は、早期に計画を公表し、広くユーザの意見を取り入れることができるようにすべきである。

(7) データ通信に対する意見交換の場の設定

政府・公社・会社、情通業者、メーカ、ユーザ、学識経験者等関係各機関の合意と協力を得るための機関の必要性。この機関では、制度面、技術面、社会面の各施策の審議、データ通信に関する長期計画の策定及び利害の調整などに当る。

(社) 日本情報センター協会の要望書

昭和 53 年 11 月

昭和 53 年 11 月

郵 政 大 臣

服 部 安 司 殿

社団法人 日本情報センター協会

会 長 桑 江 和 夫

政策委員長 金 岡 幸 二

デ ー タ 通 信 振 興 の 要 望

常々、情報処理サービス業界のためご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、データ通信業務は、技術的にも需要形態面でも極めて変革のはげしい分野であります。当業界といたしましては、一層の努力を致し、国際的レベルに達する所存であります。

つきましては、貴省におかれまして、データ通信振興と弊業界の地位向上につき、下記の点をふくめ、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. データ通信振興策の推進
2. 通信回線利用制度の改善
3. 通信回線使用料金の引下げ
4. 日本電信電話公社と民間業者の競合調整

以 上

(別紙)

1. データ通信振興政策の推進

わが国のデータ通信市場は、今後急激に拡大するものと予測されています。情報処理サービス業の経営基盤・技術蓄積は、日本電信電話公社（以下「公社」という）や巨大外資系企業に比べ極めて貧弱であり将来を憂慮いたしております。業務の性格上、国内資本による情報通信業者の育成が急務と考えられておりますから、強力なデータ通信振興策を推進していただきたくお願いいたします。

2. 通信回線利用制度の改善

わが国情報化の促進には民間の創意工夫による様々な形態のデータ通信サービス提供が不可欠であります。しかしながら民間による情報通信事業発展は、通信回線利用制度の欠陥によって大きな障害に直面しています。つきましては民間情報通信業者がより高度なデータ通信を行なえますよう、回線利用制度の改善を強く要望いたします。

3. 通信回線使用料の引下げ

わが国の回線料金は国際的にも極めて高い水準にあります。通信技術の発展により回線原価は低くなりつつある現状から、回線料金の引下げにつき公社をご指導下さいますようお願いいたします。

4. 公社と民間業者の競合調整

公社の設備サービスは民間情報通信業者のサービスと直接競合しております。しかも不合理な使用料金と投資による巨額な赤字は電話ならびに回線料金の黒字で埋められていると伺っております。公社・民間業者が競合することはあってはならないことであり、民間を優先助成し、その活力を利用することが自由社会のあるべき姿であります。このような現状をご理解いただき公社の業務態様につきご指導下さいますようお願いいたします。

以上

EDP ユーザー団体連合会の要望書

昭和 53 年 12 月

昭和 53 年 12 月 22 日

郵 政 大 臣

白 浜 仁 吉 殿

EDPユーザー団体連合会

会 長 下 佐 喬

参加団体(アルファベット順)

パロース研究会

会 長 有 賀 慎一郎

FACOMファミリー会

会 長 藤 井 修

HITACユーザー研究会

会 長 田 中 勇

全国IBMユーザー協議会

委員長 坂 生 昂 三

MELCOM研究会

会 長 炭 谷 昂

全NEACユーザー会

会 長 下 佐 喬

TOSBAC研究会

会 長 瀬 野 千代松

ユニバック研究会

幹事長 長 井 隆 寿

データ通信振興に関する要望書

世界におけるコンピュータ技術の進歩により、産業、科学の分野において欧米先進国の国際間及び国内におけるデータ通信は近年急激に進みコンピュータネットワークは各々の国内はおろか国際間に発展してきました。

我が国においてもデータ通信は、昭和46年の法改正以来、郵政省、日本電信電話公社（以下公社という）、国際電信電話株式会社（以下会社という）メーカー、ユーザーの努力・工夫により着々と発展し、近年頼みに普及してきました。

しかしながら、基本的制約をもつ現制度の下ではその進歩は外国の利用と比較して高度の運用には限界が見えたといえます。

そもそも資源の少ない我が国において、資源加工型の産業よりも省資源型の知識集約産業の振興が急務であります。その意味で情報産業は、日本国民の素質・勤勉さ等の特質を生かし国民生活向上の為に最適な産業であり、国としてもその振興に積極的な施策を講ずるべきであります。

情報産業を振興する為には、現在のデータ通信に加えられている諸制約を撤廃することがまず必要であります。

この度「データ通信会議報告書」が公表されたことは、時宜を得たものと賛意を表するところでありますが、ユーザーの立場から率直・具体的な要望を下記の通り列举し、その実現について強く要望するものであります。

なお、具体的な法案要綱が示された時点におきまして、更に個々の項目についての要望書を提出する予定であります。

記

1. 「主として電信電話的に使用する場合」を除き、ユーザーが創意・工夫によってシステムを自由に構築し使用できるようデータ通信を「電信電話

と同様の通信」という概念から切り離し、処理と通信とは一体という考えのもとに新しい制度として取扱うよう要望致します。

ただし、通信施設は公社・会社が提供すべきものであります。

2. デジタル技術によってデータ通信を提供する場合には、データ通信の高度発展の為に諸外国に比しても廉価な料金を要望致します。

なお、現行の電話回線を利用してのデータ通信は、諸外国に比して遠距離料金において非常に高額なるが故に、データ通信の発展を甚だしく阻害しているので、遠距離格差の圧縮を要望致します。

3. 標準化、技術者養成、安全対策基準、財政面の援助等については、これらの施策が、民間データ通信業者の発展を支援し得るよう慎重な配慮を要望致します。

4. ユーザーがデータ通信を自由に使用できるとした場合、情報処理産業が外資に蚕食されることを懸念するならば、新制度以外の防禦手段によるべきであり、ユーザーの選択に不自由を与えとか制限条項により、些かも発展阻害しないよう要望致します。

また、国内においては、公社計算サービスの例にもあるように公社と民間情報処理業者との適正な業務分野の調整措置を講ずることを要望致します。

5. データ通信に関する国の各種施策及び長期計画の策定には、従来ユーザーの意見が取り入れられていない趣がありましたが、今後ユーザーの意見を反映させる機関を設けるよう要望致します。

しかしながら、この機関設置の前提として、

A. データ通信に関する行政（郵政省、通商産業省両省）の一元化の措置が実現されていること。

B. 現行法の大巾な制限緩和が方向付けられており、公社・会社とユーザー等がデータ通信部門において相互補完と公正競争が機能するよう措置されていること。

の二点が必要と考えます。

以 上

電気通信ユーザー協議会の提言

昭和 53 年 12 月

昭和 53 年 12 月 11 日

電気通信ユーザー協議会

データ通信振興に関する提言

通信技術と結合しての電子計算機機能の高度化、効率化、また逆に電子計算機技術を応用しての通信機能の高度化・効率化の現状は、昭和 46 年におけるいわゆる「回線開放時」に予想された域をはるかにこえるものがあり、さらに今後においてこそ一層の展開が期待される状況であります。しかるに 46 年の公衆電気通信法改正を根底とするままの現行の法制は、かかる発展を著しく拘束するものであって、経済活動をはじめとする我国社会各般の活動における電子計算機の高度利用をはなはだしく阻害するに至っております。

そもそも我国経済の伸張とその必然的帰結である国際化にともなう、企業の内外における競争もますます激化する一方、我国全体として産業構造も改革脱皮を迫られているとき、今後我国の指向する高度に知識集約的な諸活動を基礎からささえるべき電算機・通信システムに対する国の政策もまた当然に先導的であるを要し、かつ民間の自主的な創意工夫を活発化させるように開放的であるべきであります。

それはまた経済・産業活動ばかりでなく、学術・文化をふくめ国民生活の向上発展にまで大きな影響をもつものであります。

電気通信ユーザー協議会は、以上を日常業務を通じ痛感しつつある実務家・企業人を中心に我国オンラインの発展をめざして昨秋設立されたものであり、先に国際・国内回線料金値上げ認可に対して行なった異議申立てもかかる認識に立つものでありますが、ここに国際および国内通信に対する法規制の改革につき、以下の提言を行ない、国会、郵政大臣をはじめ関係官庁および経団連、その他関係団体にその早期実現につき、直接間接の御理解御努力

をたまわりますよう懇請申上げるものであります。

1. 利用態様の自由化

通信回線と電算機の結合態様について、電子計算機の時分割使用、換言すれば高価な電子計算機を多数で共同利用しようという使い方のみを限定的に認めることを基調とする現在の法規制から脱皮し、進行しつつある技術革新の成果が、企業経営システム並びに社会的システム全般に急速適切に反映されるよう、共同使用、他人使用についての制約を全面的に排除されることを要望します。

即ち回線、通信機器および電子計算機等の組合せ、接続態様を原則的に自由化して公衆通信業者の回線提供を実質的に義務づけ、現在の如く回線認可に事実上一、二年を要するようなことのないようにされたいのであります。

またメッセージ・スイッチングについても、その定義を明確にしないまま聖域として厳禁していますが、情報を瞬時に一斉または限定的にリアルタイムで伝達することは電信電話のなし得ないところであり、むしろ電算機応用の特徴的成果というべきであります。現状はまさに科学の利便を社会が享受することを否定する逆行的方針であって、不特定多数間の不特定内容を対象とするものは別としても、欧米の水準にまで自由化する必要があります。

電話をもって郵便の敵とみなす考え方は存在しません。しかし毎秒数千乃至数万の信号を送受し、かつ瞬時にこれを読取り、分類し、計算し、記憶し、検索するデータ通信乃至オンライン情報処理は、その応用において電信電話と全く異質異次元のものであり、これを電信電話の思想をもって規律することは、あたかも郵便制度をもって電話の発展を抑圧し、算盤の認識をもって電算機の発展を制するにひとしい愚をおかすものというべきであります。今や速かに新持代に対応する思想にもとづいて法制度の転換

を行なうべき時であります。

2. 料金水準の引上げ

我国の回線料金は、他の先進国と比較してきわめて高く、米国と比すれば実に数倍以上の高水準にあることは今や公知の事実であり、遠近格差もまた他に例をみぬ極端なものがあります。

そもそも通信における伝送路コストはキャリアー自身も認めるが如く、技術革新により急激に低下しつつありますが、電電公社のこの分野における世界最高と伝えられる研究及び技術は、その成果を利用者国民に具体的に料金制度上に結実させてこそはじめて意義があります。

よって、通信分野における技術革新の成果を正当に反映する低廉な回線料金が設定されるよう切望するものであります。

また民間の創意工夫が自由かつ積極的に発揮できるよう、いわゆる公社直営回線とD-1を中心とするユーザー自営回線との間に何等の差別的扱いがないよう、特に留意されるよう付言いたします。

ことに国際通信は衛星・ケーブル通信共に業者間料金は急激に低下し、米国等ではこれが利用者料金に反映しつつある現状であります。我国においては料金水準も著しく高い上に、利用態様においても依然として「1の電子計算機と1の端末機に終始する通信」以外を認めず、公衆網の開放すらなされていない有様であります。我国はオンライン情報の分野において世界的に孤立しているといわざるを得ません。速かに国内における自由化とあわせ是正すべきであります。

3. 公衆通信業者と民間情報通信業者との公正な競争基盤の設定

公衆通信業者が直接情報処理サービスを行なうことについては、根本的に問題がありますが、公企体基本問題会議においても基本的に容認された今日この分野において官業が民業をいささかなりと圧迫するが如きことのないよう、公社・国際電電のなしうる情報処理サービスの範囲の明確な規定、データ回線収入による自己のデータ処理サービスの赤字補填等の禁止、

過大な設備投資の禁止と事業計画の公開、その他公正な慣行の確立・維持のため必要な監督・規制を厳重に行なわれることを要望します。

公社の情報処理サービスなくして我国に情報処理産業なしとの昔日の主張は、その根拠を実績において全く失っております。公社・国際電電は、あくまでも社会の基盤である回線提供を使命とする公共事業体の精神に徹すべきでありましょう。

4. 先導的電気通信行政の確立

データ通信は、我国全体の発展を支えるものであり、電気通信政策は国の最高政策の一つであるはずであります。電電公社・国際電電が、技術的にも、経営的にも国際最高水準の事業体にまで成長した現在では、専らこれを保護育成するという従来のある方から脱却し、広く我国産業・社会の将来を展望しつつ利用者国民の利益を増進する立場にたって、総合的な電気通信政策の立案に当る官庁を必要とするでありましょう。

また、厳しい経済情勢と国際環境下に合理化に努力している民間企業としては、完全独占・無競争の特権を付与されている公社・国際電電に対しては、その料金がすくなくとも国際水準なみであるよう切望するものであり、監督官庁にそのように強力に指導されるよう要請するものであります。

以上のためには現在の郵政省電気通信監理官制ではまことに不十分であり、すくなくともこれを局とするか、望むらくは独立の官庁とすることを含め、適切に強化充実されることを要望いたします。

また国の情報化ならびにデータ通信につき識見を有する委員をもって構成する審議会が郵政審議会と別に設置され、民間の意欲が公正かつ民主的に国の政策に反映されるよう併せて要望いたします。

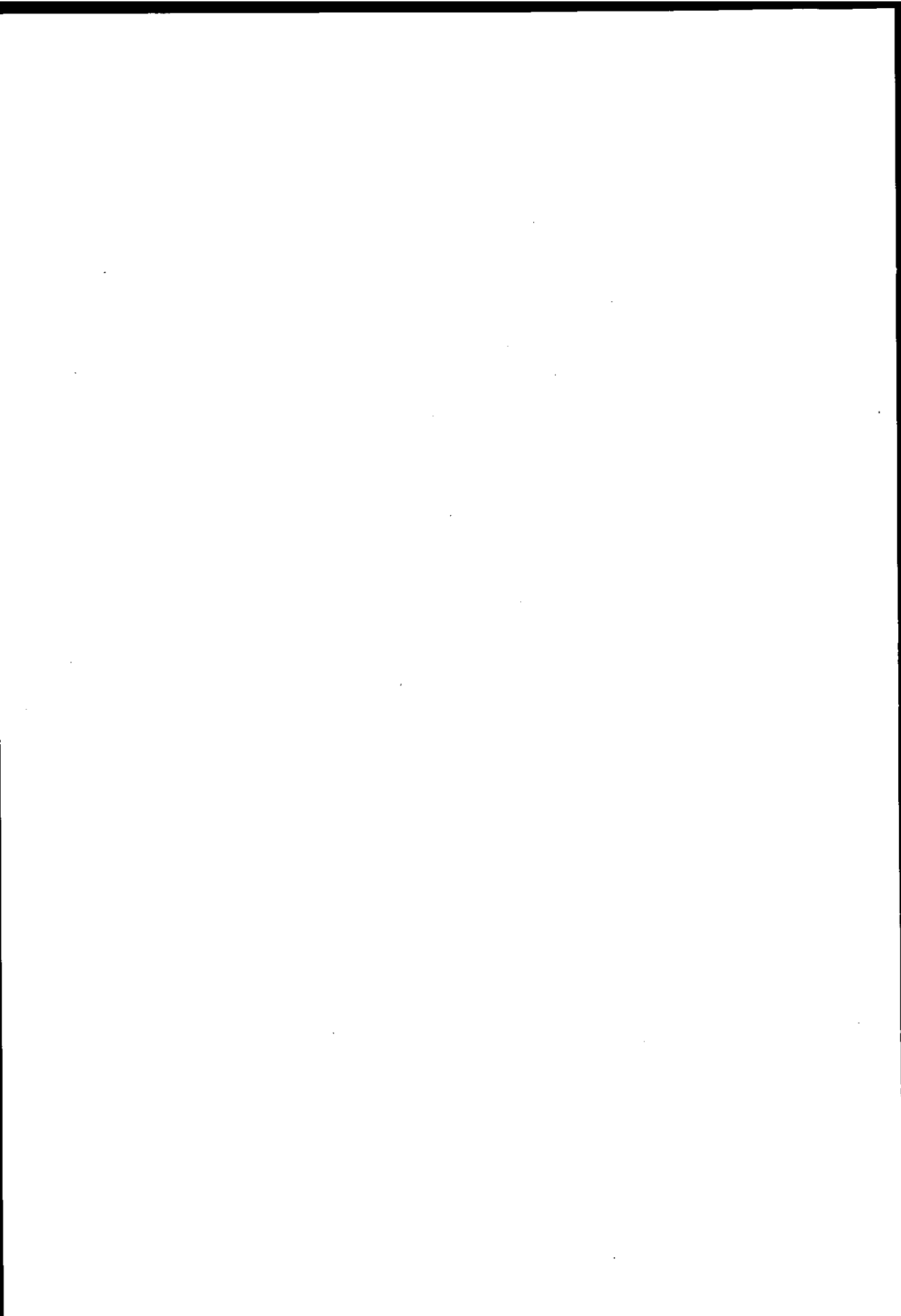
以上回線ユーザーが望むところは、格別の育成策でも、まして恩恵的な施策でもなく、利用態様にせよ料金水準にせよ、要するに「せめて外国なみにしてもらいたい」の一語につきるものであります。早急に実現されることを

期待し、御協力を重ねてお願い申し上げます。

以 上

注 記

V 伝えられる「データ通信振興法案」について



1 注記の理由

第Ⅰ章で報告したように、「データ通信振興法案」が準備されているということが、昭和53年8月以来、新聞紙上で繰返し伝えられるが、その内容は54年3月現在公表されているわけではない。

本来、正式に公表されていない、流動的であるかもしれない法案を対象に注を加えることは、適切ではないし、好ましいことではない。

しかし、ここであえて紙上伝えられる法案内容の要点と問題点の一部を注として付記する理由は次のとおりである。

伝えられる法案は、オンラインユーザーのシステム運用体制、経済的得失、将来計画などのすべてに多大の影響を及ぼすと考えられる。したがって、オンラインユーザーは少しでも早く法案といわれるものの要点と問題点を知りたいと願っているのは事実である。

一般に、政策形成や立法の過程で、その内容がどの程度公表されるべきかされるべきでないか、直接利害関係者の意見がどの程度徴されるべきか必要がないかなどは、非常に難解な問題であり、本報告はこの点に触れる場ではない。

ただ、上記のようにオンラインユーザーの希望にはある程度応える必要があると考えられる。もとより、資料は末尾掲載の新聞記事のみであり、本注記が結果としての的を脱れていたり、または誤りでありうる点につき、あらかじめ関係方面、ユーザーの宥恕を願っておきたい。

2 新聞報道による「データ通信振興法案」の骨子

伝えられる法案の骨子は、新聞報道によれば次のとおりである（一部推定を含む）。

いま仮に、オンラインシステムの安全性や品質あるいはデータ保護の水準などについてなんらかの基準が考えられ、その基準を満足するシステムを指

定システムと考えることにする。

法案は

- (1) 指定システムについては、現行回線利用制限をおおむね除く。
- (2) 非指定システムについては、現行回線利用制限に近い制限を残す。
- (3) どのような条件によってあるシステムを指定システムとするかという基準は、別に定められるデータ通信高度化計画の大枠に従い、細目は命令に委任される。
- (4) ネットワーク技術の開発を促進する。
- (5) 指定システム推進、ネットワーク技術開発等のための財税措置を講ずる。

などの諸点を骨子としてしていると伝えられる。

なお、

- (6) データ通信技術士資格制度の創設
- (7) データ通信振興機関の設置

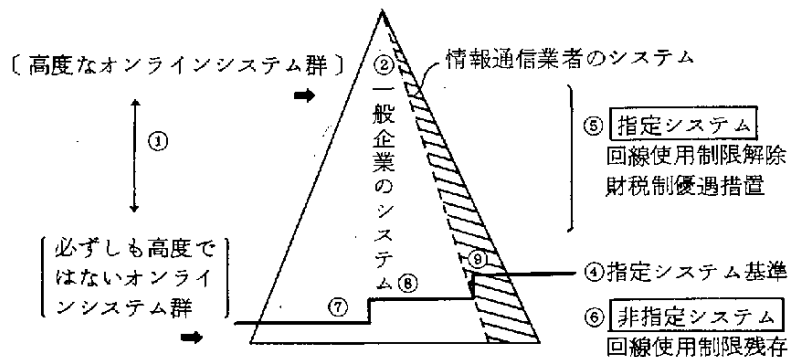
も伝えられたが、予算や類似制度との関連その他でこの2項目が最終的にどのような形になるかどうかは、昭和54年3月現在わからない。

3 新聞報道による「データ通信振興法案」の問題点

伝えられる法案の最大の問題点は、その指定システム構想にある。

伝えられる指定システムの構想

指定システム構想を比喩的に解説すれば図のとおりである。



(図の説明 図中の番号順)

- ① 高度なオンラインシステムの数は相対的に少なく、必ずしも高度ではないオンラインシステムの数のほうが相対的には多いであろう。したがって、下部に必ずしも高度ではないシステム群を配し、上部に高度なシステム群を配すれば、システムの数の分布を模式的に示すとき図のようなピラミッド型となるであろう。
- ② 一般企業のオンラインシステム数は昭和 53 年 3 月で 2,592 システム
- ③ 情報通信業(オンライン情報処理, 同情報提供サービス業を含む)のシステム数は昭和 53 年 3 月現在 97 システムとなっている(通信白書による)
- ④ 指定システム基準を境として
- ⑤ 指定システムは回線使用制限をおおむね解除され
- ⑥ 非指定システムにはほぼ現行回線使用制限が残る
- ⑦ おそらく一般企業に対する指定システム基準レベルはゆるく
- ⑧ しかし公共的性格を含むシステムについての指定システム基準レベルはやや高く
- ⑨ 他人のデータを扱う情報通信業についての指定システム基準レベルは比較的きびしいであろう

問 題

新聞報道に基づく上記の法案の骨子について多くの感想があるが、代表的なものを紹介する。

◇ これほど回線使用制限撤廃要請の声が多いのに、なぜ、無条件の制限撤廃、緩和が実現できないのか、理由がわからない。

システム高度化は、独立別個の施策によるべきだ。

◇ 伝えられる法案は、回線使用制限解除とシステム高度化誘導策をミックスした巧妙な案として評価する。

◇ わが国のような回線サービス完全独占下にあっては、回線サービスは誰

に対しても等しくあまねく提供されるべきであって、差別的なサービスの提供はどのような理由にせよ問題である。

◇ 指定システムの基準作成が果して可能であろうか。

課 題

昭和54年初頭において、ユーザーの感触を総括すれば、次のようなものである。

「指定システムという考えかた、方法論には相当問題があると感じる。しかし、わが国では今回のような時期において回線使用制限緩和の機会はないであろうとも感ずる。細目内容のわからない現段階では明解な態度を表明しにくい。」

今後、データ通信振興法案が明らかとなるときは、より良い案となって多くのユーザーの要望がかなえられることを期待したい。

5 参照した新聞報道

参照した新聞記事は次のとおりである。

月 日	見 出
昭和53年 3.7	日経産業 「機情法」積み残した当惑——情報処理業界
“ 6.10	“ 情報サービス振興——打つ手に悩む「政策金融」
“ 7.25	“ 機情法ABC
“ 8.26	“ 郵政省、54年度概算要求決める、データ通信の振興、実用衛星へ法人を設立
“ 10.2	日 経 データ通信業界初の育成策
“ 10.6	“ データ通信発展の提言「データ通信会議」が報告書、
	「回線制度」見直しを、第三セクターの設置も
“ 11.29	日経産業 電電公社との競合調整訴え、データ通信振興で要望
	書、民間業者育成等求める。情報センター協会
“ 12.1	“ 回線の開放、値下げを、ユーザー協議会、データ通

月	日		見 出
			信で提言
昭和53年	12.21	日 経	通信回線、規制緩和へ、「データ通信法」郵政育成 原案、システム指定、自由な利用促す
"	12.21	日経産業	郵政省、「データ通信法」原案まとまる、電電公社 と話し合い、規制緩和の要望に応じる
"	12.23	"	EDPユーザ団体連合会、回線開放・料金値下げを、 データ通信振興で要望書
"	12.27	朝 日	通信回線の自由化図れ、産業界が改善要望、制約や 高料金困る、情報効率化・技術提携にも妨げ
"	12.29	日 経	通信回線開放求め事業者懇談会、情報処理サービス 七社が発起人会
昭和54年	1.8	朝 日	通信回線開放を 各団体の要望書、電算機の高度利 用訴え
"	1.11	日経産業	データ通信、予算化で大きく前進、「通信法」も進 展期待、郵政省振興施策認知で自信?
"	1.17	"	回線利用制限撤廃、オンライン推進委が提言、ソフ ト問題など11項目
"	2.1	"	通信回線開放で協議会、計算センター大手六社
"	2.9	"	署名百十三社に、データ通信の開放要求企業、ユー ザー協通進委などに陳情
"	3.15	"	今国会提出を断念、郵政省、データ通信振興法案
"	3.24	"	郵政省などを告発、電気通信ユーザー協が白書、通 信回線利用の不満訴え
"	5.5	朝 日	データ通信回線制度、見直しへ経団連本腰、懇談会 を近く発足

——禁無断転載——

昭和 54 年 3 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

機械振興会館内

Tel (434) 8 2 1 1 (代表)

印刷所 日本製版株式会社

東京都文京区大塚 5 - 25 - 16

